

翁方綱『蘇齋筆記』訳註（一）

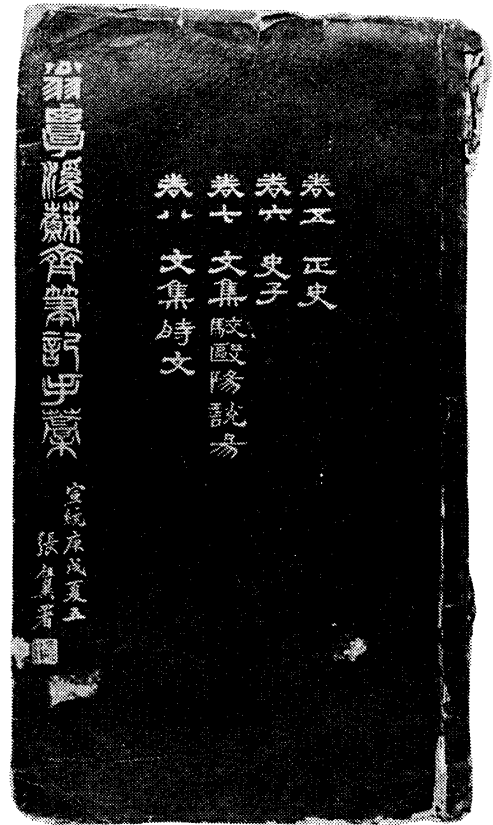
要旨

清の翁方綱『蘇齋筆記』十六卷は、翁方綱とその門人の葉志誥から、朝鮮の金正喜へ贈寄した写本で、文字どおりの孤本である。のちこの原本は、わが国に舶載されて三宅真軒が蔵し、また無窮会に遞伝し、その神習文庫に現蔵されている。本稿はこのうち、書法に関わる卷十三～十六を鈔出し、訳註を試みるものである。ただし紙幅の都合上、数回に分載することになる。本号では〔一〕翁方綱について、〔二〕『蘇齋筆記』について概説し、ついで『蘇齋筆記』卷十三（全二八条）のうち、△篆▽の全文にあたる一七条を訳註する。

西林昭一



② 手稿影印本『蘇齋筆記』上冊扉（部分）



① 手稿影印本『蘇齋筆記』下冊表紙

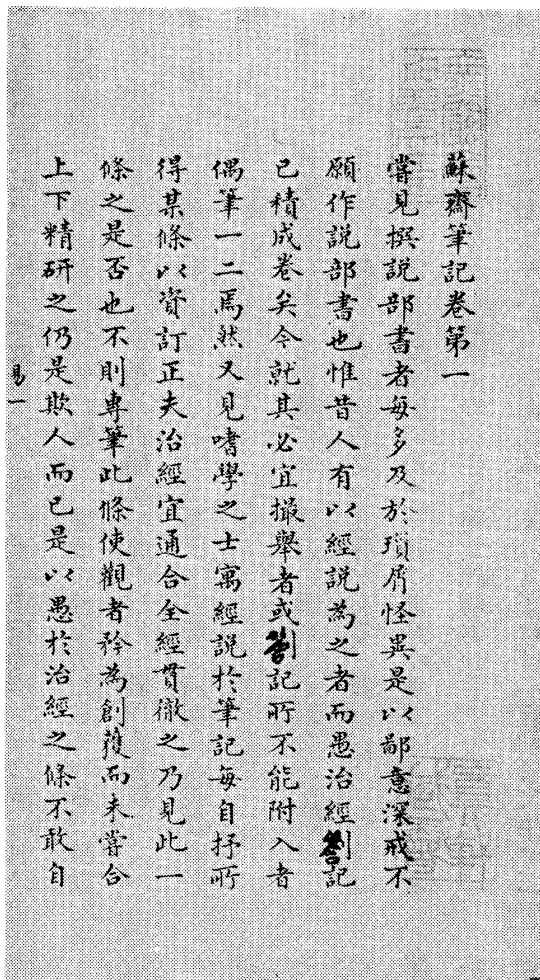
前 言

〔一〕 翁方綱について

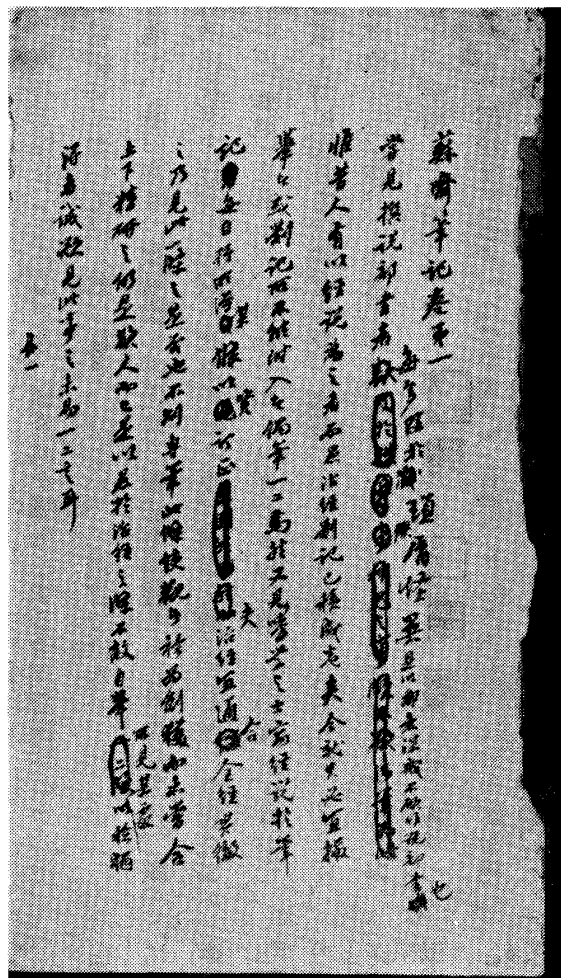
『蘇齋筆記』の著者翁方綱は、清の乾隆・嘉慶期における代表的な金石学者・鑑蔵家である。また時の頭官で、清代有数の詩人にして書人でもある。その多方面にわたる閱歴は、左の伝記書類の標題によっても、その一斑を窺うことができよう。

- 1 翁方綱自編・英和校訂 翁氏家事略記（『復初齋詩集』附本）
- 2 繆荃孫 他 清史稿 卷四八五・列伝卷二七二
- 3 李桓 国朝耆献類徵初編 卷九一
- 4 李元度 国朝先正事略 卷四
- 5 徐世昌 大清畿輔先哲伝 卷二三
- 6 江藩 国朝漢学師承記 卷六
- 7 葉恭綽 清代学者象伝 卷三
- 8 張維屏 国朝诗人徵略 卷三四
- 9 寶鎮 国朝书画家筆録 卷二
- 10 震鈞 国朝書人輯略 卷五
- 11 呉修 昭代尺牘小伝 卷二一
- 12 王昶 湖海詩伝 卷一五

右のほか徐珂『清稗類鈔』、錢泳『履園叢話』その他にも逸話等が散見する。就中、1は略記というものの、もっとも基本的な年譜である。



④ 浄書影印本『蘇齋筆記』卷1初葉



③ 手稿影印本『蘇齋筆記』卷1初葉

その内容は、明の正徳二年（一五〇七）に始まり、家世の世系を略記し、雍正十一年（一七三三）以後は、自身の官歴・交遊・著述を主として記している。

いま翁方綱の閱歴を略述すれば次のごとくである。

◇

翁方綱（以下には翁と略記）、字は正三、又の字は叙彝。号は覃溪、別号は彝齋。齋号等を蘇齋・蘇米齋・復初齋、宝蘇室、石墨書樓、詩境軒という。河北省大興の人。雍正十一年（一七三三）八月一六日生、嘉慶二三年（一八一八）正月二七日、八六歳で歿した。

乾隆一七年（一七五二）進士に及第して庶吉士に選ばれ、その後、侍読、侍講、侍読学士、侍講学士、翰林院編修を累官し、広東・広西・山東三省の学政に督し、国子監司業、内閣学士、鴻臚卿等の官をも歴任した。その間、四庫全書纂修・文淵閣校理官・武英殿繕写四庫全書分校官にも充てられている。また学政の任にあつては、幾多の俊才を育成し、一方、錢大昕・黄易・朱筠・盧文弨ほか多くの学者や文人とも交遊を重ね、海内の声望を負った。

翁の本領は、金石考証の学にあるが、経史・文学面にも多くの業績を遺している。経学面では、漢学主流の乾・嘉時代にあつて、宋学を重視して、「馬・鄭を博綜し、程・朱に畔く勿れ」という漢宋両学の折衷的態度をとり、『易附記』一六巻をはじめ

とする諸経附記十二種(二部未刊)、あるいは『経義考補』一二卷、『十三経注疏姓氏』一卷、『春秋分年系伝表』一卷その他を著わしている。詩論では、江西派を宗とし、王士禛の神韻説の弊を矯め、肌理説を樹てて一家を成し、『石洲詩話』八卷、『小石帆亭著録』五卷、詩集に『復初齋詩集』七〇巻ほかがある。

翁の金石碑版法帖にわたる業績には、漢隸の面に『両漢金石記』二二巻があり、また金石面に『粵東金石略』九巻がある。晋帖については『蘇米齋蘭亭考』八巻、『樂毅論翻刻表』一卷、唐碑の面では『蘇米齋唐碑選』一卷、『虞恭公温公碑』一卷、『孔子廟堂碑唐本存字』一卷、宋帖に關しては『天際烏雲帖攷』二巻がある。また文集には『復初齋文集』三五巻(また六二・二〇巻本)、『蘇齋題跋』二巻、それに本稿で訳注する『蘇齋筆記』一六巻がある。

これらを総合してみると、顧炎武を嚆矢とする清朝考証学のその学的精緻さにおいては、翁に極まったといつて過言ではない。

他方、翁の書は、歐陽詢・虞世南の書法を基盤とする楷書に秀れ、顔真卿に根ざす行書も一家の風をそなえる。隸書を能くしたという評(『湖海詩伝』参照)もあるが、作風を知るほどのものは遺っていない。なおその楷・行に關しては毀譽褒貶がある。いま一々の紹介は省くが、例えば、楊守敬の「覃溪、見聞既に博く、復た一点一画の間に考究し、豪釐を爽えず。小楷尤も精究なるも、天分差や遜るを嫌う。質厚は余りありと雖ども、超妙は足らず」(『学書邇言』へ書評)というのが、ほぼ中庸を得た月旦であろう。稿者の知見のおよぶところ、ことにその蠅頭の細楷は、

清人中にあっては、拔群の練度をみせている。近人の馬宗霍(一八九八—?)は、『翁覃溪方綱は、垂老にして康強、目力尤も勝る。六、七十の時、能く灯火に於て細書を作る。蠅頭の字も黠黠を仮らず。毎歳の元旦には、必ず西瓜子を用い、四楷字を仁書す。五十の後には万寿無疆といひ、六十後には天下万年といひ、七十後に至つては、猶お能く天下太平と写す。英和は又た謂う、先生は一粒の胡麻上に於て、一片冰心在玉壺の七字を作すと。異稟と謂う可し』(『書林紀事』卷二参照)という逸聞を記している。また、強度の近眼であつたが、いわゆる眼の性が拔群によかつた、という証言もある(『金阮堂集』卷四別録参照)。その細楷の謹飭美のよつてきたる一斑が知られよう。

〔二〕『蘇齋筆記』について

『蘇齋筆記』一六巻(以下『筆記』と略記)は、経・史・子・集にわたる翁の学問的精萃ともいふべき筆録である。が、完本は、わが国の無窮会に秘蔵されているものだけしか伝っていない。この伝来に關しては、故藤塚鄰博士⁽¹⁾(一八七九—一九四八年)の「神習文庫蔵本三経附記及び蘇齋筆記東伝の由来」(昭和一九年無窮会刊『東洋文化』二二七・二三〇・二三四号所収)に詳述されている。また藤塚鄰著・藤塚明直編『清朝文化東伝の研究』⁽²⁾(第一『燕行篇』第四章〈翁覃溪父子と阮堂〉、第二『歸東篇』第八章〈翁覃溪の研経指導〉及び第二二章〈葉東卿父子と阮堂〉)にもみえる。

現存『筆記』の完本は、朝鮮の大儒で書人としても名のある金正喜⁽³⁾(一七八六—一八五六年、字は元春、号は秋史・阮堂)に、翁方綱および葉志

詠から贈寄した写本のみである。

金正喜が翁に親炙したのは、嘉慶一四年（一八〇九）、父の金魯敬が冬至兼謝恩副使として清国に使用するに際し、北京に随伴した二五歳のおりで、翁はすでに七八歳の晩年である。金正喜は帰国後も、翁の逝去に至るまで、頻繁に書信して教えを請い、またその死後は、入燕以来、交遊をもった葉志詵らの学者と親交を深めた。前述の藤塚論文は、藤塚博士が直接、朝鮮で入手した主として翁から金正喜、葉志詵から金正喜への書翰を基本資料として、考察したものである。この間の事情を二つだけ摘録しておく。

（前略）あなたが拙著（稿者注：『諸経附記』）の諸條を看たいとの思召を承けたまはった。取て吝み秘すわけではないのである。私は今年八十四歳の老齡、眼もかすんで多く看ることができぬようになって、學を嗜む心は、昔日に十倍もしてゐる。毎日卯の刻（午前六時）に起床し、すぐに舊稿を取りあげ、首尾輪看すると、往々、自ら字句を脱したり誤ったりした箇所や、又引用尋繹のまだ詳審でなかった箇所があるもので、すぐ架上から引き出して調べるが、手傳ってくれ人がなく、一條毎に、随分と手間がかかる。かくて毎朝早く、一、二箇所は、必ず改増したり改刪したりしなければならぬ。であるから、遽に外に貸し出して友人と相談するわけにもゆかぬ仕末である。今家中には、字を識って手傳ってくれる者がゐないので、其の略々自信のできる人に就いて、先づ近い處で、誰か搜し出して寫させたと思ふものゝ、而もまだなかなか其の運びにならないのである。

云々（嘉慶二十二年一月二五日附、翁より金正喜宛書翰。藤塚訳原文のまま）⁽⁴⁾
この長文の書翰は、『筆記』に關しても、次のようにいう。

去年の冬からこのかた、記憶する所の諸経・諸史や、それから詩文集や、それから金石文字に就いて、記し出して都合のよいものを、撮記して「蘇齋筆記十六卷」となした。（中略）此の内には、一の閒談猥雜の俚語もない。若し果して底本を寫すことができたなら、副稿をさしあげて御覽に入れよう。⁽⁵⁾（藤塚訳、原文のまま）

八四歳の高齢者が、広汎な領域にわたる底稿に、なお自訂を加えているのだけでも、『筆記』の浄書はなかなか進捗しなかった。ようやく成って、翁が目を通して誤記を訂し、金正喜に贈寄したのは、『筆記』一・二・三卷のみ、しかも翁の死の直前であった。⁽⁷⁾

翁の遺志は、翁の門下で、金正喜とはその後も深交をもった葉志詵⁽⁸⁾（字は東卿、一七七九—一八六三年）によって果される。すなわち、嘉慶二四年（一八一九）、金正喜が『諸経附記』と『筆記』を懇望する書翰を送ったが、葉志詵の返事によれば、翁の死後、その手稿本を秘笈している未亡人をや々と説得し、

（前略）私は每書を二部ずつ副録して、自ら校勘し、一部は貴臺に贈るため、一部は私の手元に置くために、このところ筆耕の二人に清書させています。『易附記』は、未だに全部を浄書できずにいます。『筆記十六卷』は、寫し了りました。この書は三年前に、先師が手ずから一、二、三卷を貴臺に奉寄されたことが思い起されます。このたび、第四卷から第十六卷まで補録して、完璧を成しました。

『諸經』の全帙は、今年の秋冬三次の使節團の便までには、極力寫してお贈りします。決して閣下の腕懇の願いを虚しくは致しません。⁽⁹⁾

(稿者訳)

と書き送っている。

いま『筆記』巻一の内扉にあたる第五丁には、金正喜の識語二種を書き入れている。その一は「巻内の校訛は、皆な覃溪の原筆に属す。第四以下は、葉東卿の訂する所のみ。正喜、謹んで識す」。その二は「覃溪先生八十六歳。時に戊寅（清の嘉慶二三年、朝鮮の純祖一八年^{A,B}）一八一八^{A,B}、此れを寄せて東来す。第四以下は、これ東卿の追記なり。又た識す」とあって、葉志誥の返書と彼此対応している。

◇

翁の手稿から、二部しか副録されなかった『筆記』のうち、葉志誥蔵の行方は、いまも不明である。また右の金正喜への贈寄分のその後の通伝も、詳しくはわからない。これを発見して公刊された経緯は、藤塚博士の言を引用しよう。

(前略)私は、京城帝大在官中(稿者注:大正一五年四月、昭和一五年四月)、入手した諸文献によって、阮堂が、以上の如き附記及び筆記を受贈せるを知り、其の所在をつき留め、之を購はうとして、極力搜索したが、遂に之を発見することができず、残念でならなかった。然るにさる年上京して、本郷に齋藤琳琅閣主人を訪うたところ、偶ま主人が、三宅眞軒翁(稿者注:名は貞、号は眞軒。一八五二—一九三一)蔵本、翁が自慢の珍中の珍なりとて語り出したのは、何と私の

尋ねあぐんだ三經附記及び筆記そのものではなかったか。私は驚心動魄、さては手の舞ひ足の踏む所を知らなかった。(中略)さはれ、

本書は、いつ朝鮮を離れ、誰によって、どうして内地に渡來したのであらうか。ゆかしき限りであるが、今之を知る由もない。主人は重ねて云ふ、翁の藏書は本書と共に、今擧げて平沼男爵の無窮會神習文庫に歸したと。私は直ちに文庫に就いて之を目親したかったが、歸朝既に迫って如何ともする能はず。京城に還ってから、遙に書を同文庫の林正章君に寄せて、其の借鈔を懇願した。義風に富んだ林君は、學問の爲めに、珍書の遠貸を斷然許諾してくれたので、更めて京城帝國大學の名を以て、正式に借用することができた。かくて始めてあこがれの易・書・詩の三經附記、及び蘇齋筆記を、まざ／＼と目親するを得た私の欣びは喩へやうもなかったのである。早速ながら、城大圖書館で、三經附記及び蘇齋筆記を謄寫して備へ附け、私も亦附記を謄寫して寒齋に藏した。蘇齋筆記は、朝鮮印刷會社の提筆蘇一郎君が快く引き受けてくれ、百部だけ影印に附して、廣く學會に提供することができた。⁽¹⁰⁾

現在、この百部影印中の数部は、わが国にも数所に公藏されているが、稿者の知見のおよぶところ、個人の所有者をみない。希觀書に属すといえよう。⁽¹¹⁾

金正喜旧蔵本影印が、すでに珍本にも関らず、群馬大学教授・水上静夫博士は、翁の手書にかかる『筆記』稿本の半ば八卷二冊の影印本を秘藏されている。水上博士の入手経緯その他の事情は、註①の『東方学』

に、その一斑がみえているのでここでは省くが、このうちの四巻一冊本は(12)あるものの、二冊本はみないという孤本珍籍である(13)。幸いにも稿者は、本稿の染筆にあたり、水上博士より、翁手稿影印本二冊を借覧し、さらには撮影をも許された。四八・四九頁に掲げた図版①・②・③がその一部分であるが、拙稿で底本とする浄書影印本の一丁を参考までに、④に掲げておく。

◇ 『筆記』巻一—一六の内容は、左のごとくである。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 巻一 易経・書経・詩経 | 巻二 春秋・礼記・周礼・儀礼 |
| 巻三 大学・中庸・論語・孟子・孝経・治経 | |
| 巻四 爾雅・説文・字学 | 巻五 史部(正史) |
| 巻六 史部・子部 | 巻七 文集・駁歐陽説易 |
| 巻八 文集・時文 | 巻九 詩集 |
| 巻一〇 詩集 | 巻一一 詩集 |
| 巻一二 詩集 | |
| 巻一三 篆書・隸書(二八条) | 巻一四 楷書(一四条) |
| 巻一五 碑刻・楷書(二四条) | 巻一六 法帖(二三条) |

翁手稿本からのこの浄書本は、前述のように、写生(筆耕人)によるため、誤記がままある。巻八までは、手稿影印二冊本に拠って校合できているが、巻九以下は、管見のおよぶところ、中国の書籍目録類にはみないし、台湾・故宫博物院図書文献処、および国立中央図書館、国立台湾大学文学院図書館にも照会したが、架蔵されないようで、浄書本によるし(14)

かない。

◇ 稿者は、中国の書論に関する文献をテキストに、この十数年来、読書を主宰し、これまでに数種を読了した。その際、日本はもとより中国においても、読解されたことのない文献で、かつ標点のないいわゆる白文(ないしは手稿本)のテキストを選んできた。中についてこの『筆記』は、碩学の翁が蘊蓄を傾けただけあって、「実事求是」による透徹したその見識は、現代になお裨益する内容をそなえている。同時に巻一三—一六に限っていえば、単に考証のみに終始せず、書人としての実践的審美眼からくる書法論も兼ねそなえている点において、乾・嘉期の筆録としては特異で、極めて質が高い。

以下には、『筆記』中の巻一三から各条を追って、原文(標点)・訓下し・註釈の順で掲げる。現代語訳は、紙幅の都合でこれを省く。
なお、起稿に際し、貴重な文献を貸与下さった水上静夫博士には、末筆ながら、心からなるお礼を申しあげたい。

〔註〕

- (1) 年譜および著述目録は、『東方学』第六九号所収「先学を語る—藤塚鄰博士—」(坂本太郎・吉田賢抗・松井武男・水上静夫・藤塚明直・宇野精一〈司会〉)二五—二七頁所載。
- (2) 原題は「李朝に於ける清朝文化の移入と金阮堂」(昭和十一年四月、東京帝国大学学位記授与、学位請求論文)である。これはその公刊であるが、今次大戦劫餘出版のため、元の一部を闕く。詳しくは、藤塚明直氏へあとがきを参照。
- (3) 伝は呉世昌輯『權域書画徴』巻五・二一九—二二四頁。李英介著『朝鮮

古書画総覧』三〇八一—三〇一〇頁に詳しい。なお翁方綱等との関係については、註(2)前掲書の第一《燕行篇》第一章《金阮堂の家系と年少時》、および『東洋文化』二二七号所収「李朝金阮堂と翁覃溪の学縁」参照。

(4) この訳文は『東洋文化』二三〇号所収「諸経附記及び蘇齋筆記に対する阮堂の懇請と其の初東伝の事情」一四頁による。なおこの書翰の全文は、註(2)前掲書第二《婦東篇》第八章《翁覃溪の研経指導》二「第二封手札の検討」二〇一—二〇六頁所収。

(5) この訳文は、註(4)前掲書の前者一四・一五頁による。この書翰の原文も註(4)前掲書の後者所収。

(6) 註(5)の原文の冒頭は「去冬以来、就所記憶諸経諸史、云々」とあって、嘉慶二十年冬、新たに起稿したかのごとくいうが、実は後註(13)に引くように、『筆記』の草稿は、甲戌(嘉慶一九年)以前に成っていた。これをさらに甲戌九月、乙亥三月に覆核しているのである。

(7) この間の事情は、註(2)前掲書第二《婦東篇》第八章《翁覃溪の研経指導》三「第三封手札の検討」二〇九—二一六頁に原文があつて詳しい。それによれば、嘉慶二二年十月の書翰中にみえ、翁方綱から金正喜へ、前年の嘉慶二一年に贈寄した『筆記』巻一、二の両巻は、翁の門人の梁章鉅、李彦章、鄧伝安が、諸経附記稿とともに手稿本を預り、手分けして、筆耕を雇って写させたものうち、梁章鉅の分を、翁自身で校訂を加えたうえで、金正喜に贈ったものである。さらに翁は金に「筆記の此の第三冊は、諸経の語あり。是を以て先ず寄上す。其の第四巻以下は、見る所に随い、史・子・集(詩文)・法帖・篆隸楷行草に分別し、類を以て相い次す。また陸統抽換して寄上を要すべきや否やを知らず、云々」といっている。しかし第四巻以下は、翁の歿後に、葉志詒から金正喜へ贈られることになる。

(8) 『国朝書人輯略』巻九は、略記にすぎない。註(2)前掲書第二《婦東篇》第二章《葉東卿と阮堂》一「東卿の家系と閩歴」二八一—二八二頁が詳しい。漢陽の人。兵部部選志郎中に官した。若くして翁方綱の門に入り、金石学の造詣は、ことに翁門第一と称されたという。古銅器の収蔵に富み、馮雲鵬・雲鶴同輯『金石索』、吳榮光撰『筠清館金文』に、その多くを採録されている。著に『平安館金石文字七種』がある。葉と金は莫逆の友となり、

金石碑版や書籍を多く贈答し合っていることが、註(2)前掲書の二八一—三〇八頁に詳しくみえる。

(9) 稿者訳。原文は註(2)前掲書第二《婦東篇》第二章《葉東卿父子と阮堂》三「東卿嘉慶己卯手札の検討」二九一頁所収。

(10) 註(4)前掲書『東洋文化』二三四号一三頁所載。

(11) この影印本は、布製帙入り五冊のコロタイプ本。蔵書印等のある葉頁は、朱黒の二色刷りである。仕様は、明朝綴じ、各冊とも高さ二八・七cm、幅一八cm。帙と各冊の外題は、同一印刷の貼布題簽「蘇齋筆記」。一冊目(巻一—三)の内扉にあたる第一丁に、三宅真軒筆とおぼしい手で、一は「翁覃溪原筆校訂／蘇齋筆記」、二は第三丁に「三宅氏蔵(横書)／易書詩三経附記／蘇齋筆記十六卷／二十二本(同文を上下二段)」と入れる。五丁に「筆 筆 一二三」、六丁には「巻内校訛、皆属／覃溪原筆／第四以下、葉東卿／所訂耳。正喜謹識。／覃溪先生八十六歳時戊寅。／寄此東来。第四以下、是東卿／追寄。又識」。七丁は内題の「蘇齋筆記第一易書詩」を左辺に、右辺には「筆第一第二第三」と書き入れている。本文初葉(図版④)には④「真軒蔵書」印、⑤「無窮会神習文庫」印を鈐している。第二冊(巻四—六)は、第一丁に金正喜の手で「筆記二」と内題し、三丁に「筆」、五丁の右辺に「筆第四第五第六」、本文初葉は、さきの④・⑤印のほか、下から「葉氏蔵書副本」「東卿持贈」「志詒」(第二冊のみ)を鈐す。第三冊(巻七—八)、第四冊(巻九—一二)は、それぞれ数字が異なるだけで書式は同じ。第五冊(巻一三—一六)は、内扉、本文初葉のそれは前と同じだが、終葉に第二冊の「志詒」と同印を鈐している。奥附によれば、刊行は昭和八年八月二三日、発行所は京城府蓬来町三丁目六二・三古典刊行会、代表者発行人は赤崎参輔とある。なお發售の頒価は入っていない。

(12) 二松学舎大学図書館蔵。ただし改装のためか、錯簡がある。

(13) この影印は洋装本オフセット印刷。蔵書印および朱書加筆のある葉頁は朱黒の二色刷りである。仕様は、高さ三四・四cm、幅一九・二cm。表紙は黒クロース紙。上下冊とも、左辺に篆書一行で「翁覃溪蘇齋筆記手藁」と題簽し、下に楷書双行で「宣統庚戌夏五／張祖翼署回(磊翁)」と署している。上冊は中央上部に、隸書四行で「巻一 易書詩／巻二 春秋 三礼／巻三 学庸

論孟孝經 治經／卷四 爾雅說文字字「を、下冊は「卷五 正史／卷六 史子／卷七 文集 駁歐陽說易／卷八 文集 時文」と入れている。題簽ともに金文字印刷である(図版①)。上冊の扉には、「筆記一 易書詩 甲戌九月十六日覆核／乙亥二月十九日覆核／八月廿一日覆核」の書き入れがある(図版②)。また下から上へ次の鈐印がある。(1)儀窓(右) (2)龔心銘伯新氏所得宝(左) (3)孫氏黄花仙館印章 (4)復堂審定 (5)樸孫庚子以後所得とある。下冊の扉には「筆記五 正史 甲戌九月十九日覆核／乙亥二月廿三日覆核／八月廿二日覆核」および見せ消ち四行がある。また(6)伯新所得 (7)黄花館印樸孫庚子以後所得 (8)合肥龔氏鑿藏歷代金石文字中外泉貨官私印章碑帖図籍書画尺牘之記が鈐されている。また上冊の本文の内題「蘇齋筆記卷第一」下の空所には、下から(9)小如庵秘笈 (10)東卿過眼 (11)葉志詠 (12)黃華館印 (13)饒卿 (14)伯新致藏書画印があり、下冊本文の内題下には、(15)伯新審定 (16)儀窓 (17)孫娘 (18)蘭孫 (19)小如庵秘笈の印がある。冊内にはこのほか「杭州譚儀中儀窓」「梁書安身」印がある。しかし葉志詠と孫娘以外、ともにその人を特定できない。なお板心には、例えば「易一……」「書一……」と部別とその葉数を入れている。本文の行字数は不定で、用字は行草のうえ、見せ消ち、塗抹、圈去の箇所が各葉にある(図③参照)。奥附は上冊のみで、隸書横書きに上から「宣統二年庚戌夏季／版權所有不許複製／北洋官報印書局製」とだけを印刷してある。

因みに註(2)前掲書第二《歸東篇》第九章へ翁覃溪の死と石墨書樓の落莫(二三—二七頁)には、翁方綱の歿後一六年を経た道光一四年、葉志詠から金正喜宛ての書信に、翁の孫の引達が、放蕩の末、莫大な借金を負い、琉璃廠の骨董商たちによって、石墨書樓の珍什ごとごとくを四散させたことを記している。「筆記」手稿もこのとき人間に流れたのだろうか。

(14) 翁が年来書き溜めた諸種の論文は、厖大な量であった。生前および身後に公刊されたものは、ごく一部である。未刊の多くは、死の直前まで推敲を重ねたことは、五一頁の一文によっても、その一斑がうかがえる。いまその内の『復初齋文集』一〇二巻は、『清代稿本百種彙刊』中の全三八冊本として、影印されている(台湾・国立中央図書館蔵本、文海出版社刊)。この手稿本は、翁家を出てのち、翁の門人の孫娘にまず帰し、ついで魏稼孫にわた

り、また繆荃孫に帰したものである(張舜『清人文集別録』卷八へ復初齋文集三十五巻集外文四巻参照)。この稿本は、すさまじいまでの改増改削である。しかも書体は草書の細字で、容易には判読できない。あるいはこの中に『筆記』のもととなるべき草稿が含まれているかも知れないが、なお未調査である。

訳註の凡例

※各条には通し番号を附す。ただし、巻ごとに改めて「一」からおこす。

※原文には句読点を施し、訓下し文をそえ、語釈等を註記する。

※原文は正活字体で表記する。ただし底本の筆写体にかかる別字は、一々を註記しない。

※訓下し文は、わが国での常用漢字を用い、また現代かなづかいとする。その際、書名には『』作品名・引用文は「」を附す。なお現代通行文において、かな書きを慣用とする漢字は、おおむねこれに従う。なお語幹のルビは、最少限にとどめて附す。

※註記は、各条の訓下し文の後に附す。その際、書法に関する用語および人名・作品を主として簡記し、その他の語は最少限にとどめる。なお註記中の引用文は、校勘にわたるものは原漢文、その他は訓下し文とする。が、訓下し文では、できるだけ多く原漢字をとどめるものとする。

蘇齋筆記 卷第十三

〔一〕岐陽石鼓⁽¹⁾。自唐初吏部侍郎蘇勣⁽²⁾。已有周宣王之說⁽³⁾。不始於韓偓⁽⁴⁾也。周宣王時。史籀所作⁽⁵⁾。此說不知始於何時。左傳成有岐陽之蒐⁽⁶⁾。國語叔向曰成王大會諸侯於岐陽。合敗獵朝會二事。炳在經傳。則此鼓在成王時無疑。若謂篆出史籀。史篆作大篆⁽⁸⁾。大篆在漢已亡。今惟許氏說文⁽⁹⁾。載籀書作某⁽¹⁰⁾。嘗以石鼓之字。檢說文所載籀書。無一合者。則籀傳即石鼓之說。又無可憑。不過因小雅車攻篇。是宣王時詩。與石鼓首句相似耳。則安知

非宣王時作車攻詩者。規仿石鼓之句法乎。左傳國語。可憑即定爲周成王時可也。詳具愚石鼓考。⁽¹¹⁾

岐陽の石鼓は、唐初の吏部侍郎・蘇勛より、すでに周・宣王の説あり。

韓の歌より始まらざるなり。周・宣王の時、史籀の作るころとす。この説、何れの時に始まるかを知らず。『左伝』に「成〔王〕、岐陽の蒐あり」とし、『國語』に「叔向曰く、成王、大いに諸侯を岐陽に会すと」とあり。田獵・朝会の二事を合せ、炳らかに経伝に在るなれば、則ちこの鼓は成王の時に在ること疑いなきなり。若し篆は史籀に出ずと謂わば、史籀は大篆を作るなり。大篆は漢に在りてすでに亡ぶ。今は惟だ許氏の『説文』に、「籀書、某に作る」と載するのみ。嘗つて『説文』載するところの籀書を検せるも、一として合するものなければ、則ち籀の伝わりしものは即ち石鼓なりとの説、又憑るべきなし。小雅・車攻篇は、是れ宣王の時の詩なるも、石鼓の首句と相い似たるに因るに過ぎざるのみ。則ち安んぞ知らん、宣王の時、車攻の詩を作る者の、石鼓の句法を規仿するにあらざるを。『左伝』・『國語』の、即ち定めて周・宣王の時となすに憑るべくんば可なり。詳しくは愚の『石鼓考』に具す。

(1) 岐陽石鼓 唐初に岐陽(岐山の南の意の地名。故地は陝西省扶風県の西)で発見された石鼓文の意。ただし陳倉(故地は陝西省鳳翔県辺)の野に委棄されていた、という説もある。扶鳳、鳳翔は渭水北岸の岐山を挟んで東西に位置し、さほど離れた地ではなく、「岐山の周篆」といわれたりする(『広川書跋』)ところからみて、古く岐山の山麓あたりで発見されていたのであろう。石鼓文は、高さ約九〇cm、直径約六〇cmの太鼓形の形製による命

名である。この外面に四言体で十数句を環刻した同形の石が十個あり、数奇な通伝を経て、いま北京故宮博物院に現蔵している。なお、文の内容は多くが田獵のことを述べていて、形制が字書にいう碣であるため、古くから獵碣とも呼ばれた。刻石の遺例は、すでに殷の安陽期の玉器や石磬にみられるが、それぞれ十字に満たない。石鼓文は北宋代すでに完本がなく、全字数は不明ながら、十鼓で計七百余字と推定されていて(現存字は二七二字)、長文の刻石としては、現存最古のものである。なお現存最古の宋拓は、三井家聴冰閣蔵(明の安国旧蔵)の『後勁本』で、五百字近い存字である。

(2) 蘇勛 生卒年不詳。字は慎行。武徳(六一八〜二六)中、秦王諮議典籤となり、魏王・秦府司馬に遷り、吏部侍郎を歴て卒した。博学をもって著稱されたという。『新唐書』巻一二五本伝参照。ここは『元和郡県志』に引く蘇勛の言に拠る。

(3) 有周宣王之説 石鼓文の制作年代については、ここにいふ蘇勛のほか韋応物および韓愈の「石鼓歌」、張懷瓘『書斷』、竇泉『述書賦』の竇蒙の注のように、唐人は多く宣王説をとった。後世にも宣王説を襲ぐ金石著録は多いが、論拠はなく、近代以降では襲ぐものがない。一方、翁方綱が後文で「在成王時無疑」とみるような周の成王説を出すものに、南宋の董道『広川書跋』をはじめ、清の王昶『金石萃編』にいたるまで数家をみる。成王説の論拠は『春秋左氏伝』・昭公四年に「周武 孟津の誓あり、成 岐陽の蒐あり」および『國語』巻十四の「叔向(羊肸)曰く、成王大いに諸侯を岐陽に会す」の二事にあるが、石鼓の文意と関るものがなく、書体からみて西周までは遡らされず、これまた近代以降は否定されている。

このほか戦国期の秦時の説、漢代説、北魏説、北周説が歴代にわたり出され、無慮数十百家に衆訟あって、現在なお定説はない。いまは戦国時代の秦國で制作されたという点では共通しているが、郭沫若の『石鼓文研究』は襄公八年(七七〇B.C.)、馬叙倫の『石鼓文疏記』は文公三年(七六三B.C.)、馬衡の『石鼓為秦刻石考』は繆公のとき、唐蘭の「石鼓文刻於靈公三年考」(『大陸雜誌』五一七)は靈公三年(四八一B.C.)、のちに「石鼓年代考」(『故宮博物院刊』第一期)では獻公一三年(三七四B.C.)とするなど、なお異論がある。ただ今日では、近年出土の金文その他の書体等と比定し、年代を下げて考える

説に左袒する者が多い。

(4) 韓歌 唐の韓愈(七六八—八二四)の「石鼓歌」をさす。「張生手持石鼓文、勸我試作石鼓歌。少陵無人仙死謫、才薄將奈石鼓何。周網陵遲四海沸、宣王憤起揮天戈。大開明堂受朝賀、諸侯劍佩鳴相磨。蒐于岐陽騁雄俊、万里禽獸皆遮羅。鑄功勒成告万世。鑿石作鼓隳嵯峨。云々」ではじまる七言古詩四六二句で、『全唐詩』卷三三九、清刊『墨池篇』卷一三その他にみえる。

(5) 史籀所作 史籀は『説文』叙に、「宣王の太史籀 大篆十五篇を著すに及び、古文と或いは異なる」とあるように、古来、太史の籀、約して史籀を人名と扱ってきた。また漢代の字書『史籀篇』の首句「太史籀書」を「太史・籀の書」と読みならわしてきた。王国維は『説文』籀に「読書なり」とあり、同じく読に「籀書なり」とあるように、籀と読は同意同義であるから「太史籀書」は「太史、書を読む」の意の史籀二字を篇名としたまでで人名ではない、という卓説を出した(『觀堂集林』卷五「史籀篇疏証序」)。史籀が石鼓を作ったという説は、唐の李嗣真『書後品』に「史籀 堙滅し、陳倉 藉甚なり」といい、徐浩『古跡記』に「史籀の石鼓文」といい、張懷瓘『書断』上に「案ずるに籀文は、周の太史 史籀の作るところなり。古文・大籀と少しく異なる。後人名を以って書に称し、これを籀文と謂う。その跡に石鼓文の存するあり」というのが、典故として古いところである。

(6) 左伝云々 『左伝』昭公四年の説。註(3)前引。

(7) 国語云々 以下の一二字は『国語』卷一四にみえる。『竹書紀年』によれば、成公元年のこととする。

(8) 史籀作大篆 いわゆる秦の「八体」の一。古くは『説文』叙に、始皇帝が李斯に命じて小篆を作らしめたとき、李斯は『倉頡篇』、趙高は『爰歴篇』、胡毋敬は『博学篇』を作った。これらは「みな史籀の大篆を取り、或は頗や省改」したといい、また『漢書芸文志』に「史籀十五篇。周の宣王の太史、大篆十五篇を作る。建武の時、六篇を亡なう」というのがそれ。なお書体論として權威のあった『書断』上では、大篆と籀文は別体として項を分っているが、ともに史籀がその始祖であるといっている。

(9) 許氏説文 後漢の許慎、字は叔重の『説文解字』一五篇をさす。ちなみに『説文解字』は、紀元一〇〇年ごろに成った現存最古の漢字字典で、九三

五三字の小篆を、一々亥に至る五四〇部に分別し、形、音、義について析義している。甲骨・金文学の進展した今日からみれば、個々の解釈に誤りもないではないが、その価値はいまも減じていない。なお書名は『説文』と略して呼ばれることがむしろ一般的である。以下これにしたがう。

(10) 籀書作某 説文では例えば「上」部の旁字に「𠄎 溥也、从二闕、方声 𠄎 古文旁、𠄎 亦古文旁、𠄎 籀文」とあるように、「某は籀文」とし、あるいは、「示」部の禱字に「(前略) 𠄎 籀文从𠄎」のごとく「某は籀文」に从う」とし、また禱字に「(前略) 𠄎 籀文禱」のごとく「某は籀文。某(小篆)」と説解する。翁方綱は記憶によったままで、籀書と記す説文の別本があるのではない。ちなみに籀文という書体には衆訟あって定まらない。籀文は大篆と同じであるという説もある。詳しくは段注説文、王国維「史籀篇疏証序」(前出) および「戦国時秦用籀文六国用古文説」(『觀堂集林』卷七) など参照。

(11) 石鼓考 翁方綱の石鼓に関するものとしては、『復初齋文集』卷五「辛鼓残字記」、同卷二〇に「跋石鼓研」「書万季野石鼓文弁序」をみるのみで、この著をみない。いま台北・国立中央図書館に、龐大な翁方綱の稿本が蔵されていて、あるいはそこにみえるかもしれないが、未見。

(12) 王右軍。見岐陽石鼓之篆。而書法益進。此黃山谷所云。未知出於何書。以其篆法之妙理。應如此。而韓顧以俗書姿媚相形。而蔑視之何也。此蓋文章家所謂尊題之法。⁽¹⁴⁾ 欲以顯石鼓篆耳。未可援此爲昌黎品書語也。⁽¹⁶⁾

「王右軍、岐陽の石鼓の篆を見て、書法 益ます進む」とは、これ黃山谷の云うところなり。いまだ何れの書に出ずるか知らざるも、その篆法の妙理をもってすれば、応に此のごとくなるべし。而るに韓は顧って「俗書姿媚」相い形するをもってして、これを蔑視するは何ぞや。これ蓋し文章家の所謂、尊題の法にして、もって石鼓の篆を頭わさんと欲

するのみ。いまだこれを授きて昌黎の品書の語となすべからざるなり。

(12) 此黄山谷所云 山谷は、宋の黄庭堅の号。この上句十五字は出典を見ない。ただ、『山谷題跋』巻四「跋翟公巽所藏石刻」に「石鼓文の筆法は、圭璋特達の如し。後人の能く贋作する所に非ず。此の書を熟観すれば、正書・行・草の法を得可し。老夫の臆説に非ず。蓋し右軍も亦た尔云う」というのがここに近い。

(13) 韓顛以俗書姿媚相形 韓愈は王羲之の書を形勢が単にきれいなだけの俗書だと批判した、との意。韓愈「石鼓歌」の一句、「羲之俗書趁姿媚、数紙尚可博白鷺」をさす。

(14) 尊題之法 出典未詳。文意は主題を引きたてるため、同等のものをわざと引きおろすことであろう。韓愈の意は、南朝以後、もっとも権威を付与した王羲之を、石鼓文に対比し、羲之を俗書と引きおろすことで、石鼓文を引きたてる修辭法である。「石鼓歌」を読めば、翁方綱の理解が正しいことは了然であるが、古来「羲之は俗書、姿媚を趁う」の一句は、韓愈の王羲之批判の語と曲解され、現代にも引きつがれている。

(15) 昌黎 韓愈の字。

(16) 周穆王壇山之篆。載在越州石氏帖。周彝器亦載汝帖。不特淳化閣帖首卷。自古篆始也。然而三代以上刻文。大都出於傳摹。非石鼓比矣。

周の穆王の壇山の篆は、載せて『越州石氏帖』に在り。周の彝器も亦た『汝帖』に載す。特に『淳化閣帖』の首巻のみ、古篆より始まらざるなり。然れども三代以上の刻文は、大都、伝摹に出ず。石鼓の比にあらざるなり。

(16) 壇山之篆 もと河北省贊皇県の壇山の山上に「吉日癸巳」の刻があり、周の穆王の書と伝えていたもの。「周穆王刻石」(『集古録跋尾』巻一)、「吉日

癸巳字」(『金石録』巻十三)、「壇山刻石」(『金石萃編』巻三)ほかの異称がある。が壇山刻石で通りがよい。現存のものは、李中裕という者が、北宋の皇祐五年に重刻し、贊皇県学の壁に嵌置したといわれるものである。その書体は西周時代には行われていない小篆体であるところから、趙明誠は『金石録』で、偽刻のように扱っている。明清の金石書に著録するものが多いが、いずれも原石拓に触れたものがない。

(17) 越州石氏帖 『博古堂帖』のこと。南宋のとき越州(いまの浙江省紹興)で石邦哲が集刻したためこの名もある。完本の伝わるものがなく、鐫刻者、刻石の時期、巻数等不明。収載帖目については、宋の陳思『宝刻叢編』巻一三「兩浙東路・紹興府」に「石氏所刻歷代名帖」として「周穆王吉日癸巳、蔡邕石經遺字」等二七種を挙げている。がこれで全帖か否かは定かでない。今日みられるものは、宋拓の残帖の数種で、いずれも小楷のみである。このうち最も秀れたものは、もと清の李宗翰の蔵で、のちわが国に舶載されて高島菊次郎に帰し、いま東博所蔵の「晋唐帖十一種」本である。

(18) 汝帖 刻成者である宋の王家の自跋が『宝刻叢編』巻五(京西北路下・汝州)「汝帖十二卷」の項に附されている。それによれば「宋汝(州)に來りて年を踰ゆ。(中略)偶たま三代よりして、下は五季に訖る字書 百家を得。冠するに倉頡を以てし、奇・古・篆・籀・隸・草・真・行の法略ぼ具う。十二石を用いて刻し坐轍堂の壁に置く。後略」という。款記は「大觀三年(一一〇九)八月上丁。敷陽の王亥記す。篆字は輔道」。十二巻の目は、清の程文榮『南村帖考』二一二に詳しい考証がある。また近人の林志鈞『帖考』にも論考がみえている。容庚『叢帖目』一も目を挙げ、諸家の説の代表的なものを掲げている。翁方綱が、汝帖に「周の彝器も亦た載す」というのは、巻一中の商器款識、周器款識、封比干墓銅器をさす。ちなみに、この原石は明末の戦乱で残欠したのを、清の順治七年(一六五〇)、范承祖が官署に移置し、加えて詩跋の二石を増刻した。その後また剝落が甚だしくなり、道光二年(一八四二)、白光義が旧拓から新たに八石を補刻した。これが今日伝わる汝帖の刻石で、原刻完本は伝存していない。なお南宋の陳思『東觀餘論』は、つとにこの帖を排斥し、『淳化閣帖』その他から重刻したもの、偽託の書を刻するものがあって、集帖中もっとも劣るといふ。が、他帖には

みられないものがあり、就中「詛楚文」は、史料価値の高い貴重なものである。なお『復初齋文集』巻二八に「跋汝帖」の一文がみえる。

(19) 淳化閣帖首卷 『淳化閣帖』(淳化秘閣法帖、秘閣前帖、閣帖ともいう)は、宋の太宗の淳化三年(九九二)に、内府に所蔵されている歴代の法書名蹟を出して、翰林侍書・王著に命じて摹勒上石せしめ、十巻に編次したもので、現存最古の集帖である。ただし原刻の完本は伝わらない。宋代以来、多くの翻刻本があり、現在三十数種を数えるが、肅府本がもっとも流布している。

『閣帖』(以下この略称による)に関して触れるべき点が多いが、いまは預る。詳しくは『淳化閣帖』(一九八〇年、二玄社刊)第一巻所収、小川環樹「宋初の文化政治と『淳化閣帖』」、福本雅一「『淳化閣帖』の成立」、佐々木猛「『淳化閣帖』積文の歴史」を参照されたい。なお閣帖の巻一は「歴代帝王法帖」である。したがって「古篆より始まる」という「首巻」は、実は巻五で、「蒼頡書」「夏禹書」「仲尼書」「史籀書」の四種を刻入する。

(20) 大都 古文では「あらまし、おおむね」の意で用いるが、翁方綱の用語法では、口語的語感である。

〔四〕鐘鼎彝器諸款識⁽²²⁾。就後世所摹傳。亦自有古質可寶者。薛尚功所摹款識法帖⁽²³⁾富矣。然所載石鼓之字。已多失其眞。近日。鑒藏家就所見古器款識裝冊者。亦各有足傳之蹟。未可概以傳摹忽之。惟是其中有日久傳摹致舛失者。則不可妄贊。如焦山鼎内。無或作世。皆訛舛不成字。而漁洋竹垞諸前輩。不考篆勢。而誤信之。竹垞撰石鼓考⁽²⁷⁾。誤信薛尚功所摹。非石鼓之定本也。

鐘鼎彝器の諸款識^(かんし)、後世摹伝するところに就きても、亦たおのずから古質の宝とすべきものあり。薛尚功摹するところの『款識法帖』は富めり。しかれども載するところの字は、すでに多くその眞を失なう。

近日、鑒藏家に見るところの古器款識の装冊せるものに就きても、亦た各おの伝うるに足るの蹟あり。いまだ概ね伝摹なるをもってこれを忽^{ゆるがせ}にすべからず。ただ是れその中に日久しく伝摹して舛失を致すものあるなれば、則ち妄りに贊むべからず。「焦山鼎」の内、「無」あるいは「世」に作れるがときは、みな訛舛にして字を成さず。しかるに「王」漁洋・「朱」竹垞の諸前輩は、篆勢を考えずして、誤りてこれを信ず。竹垞の撰せる『石鼓考』は、誤って薛尚功の摹するところと信ぜるも、石鼓の定本にあらざるなり。

(21) 款識 款の字は、以下みな款に誤まる。款識は、ともに金石に刻入した銘文をさすが、狭義では、款は凹入(陰文)した文字をさし、識(職史切、音「し」)は凸入の文字(陽文)をさす。ただし金文・石刻とも凸入の例はことに少ないので、厳密に区別されてはいない。

(23) 薛尚功所摹款識法帖 『鐘鼎彝器款識法帖』あるいは『歴代鐘鼎彝器款識法帖』といふ二〇巻。宋代に知られていた漢以前の金属器の銘文を集刻したもので、法帖といふが、刊本の一つである。原刻はすでに佚し、明の万曆一六年、同崇禎六年の刊本および、清の阮元が嘉慶二年に翻刻したものがあつた。薛尚功(生歿不詳)、字は用敏、浙江省錢塘の人で、紹興(一一三一～六一一年)中、通直郎となり、官は僉書定江軍節度判官庁事に至つた。古篆を善くし、ことに鐘鼎書を好み、著にはまた『鐘鼎篆韻』があつたという。『書史会要』参照。

(24) 焦山鼎 清代中期には、江蘇省丹徒県の焦山寺に置かれていたのでこの名がある。別に無患鼎ともいふが、「患」字を「專」に誤り、無專鼎ともいふ(『積古齋鐘鼎彝器款識』巻四ほか)。文中にみえる「南中」は、『詩経』小雅(出車)の「王命南仲、往城于方」という宣王の時の南仲であるとする。出土が早く、明代以来、著名な古器で考証も多いが、翁方綱『焦山鼎銘考』

呉雲『焦山志』がすぐれている。ちなみに清の呉修が所得した朱彝尊旧蔵の拓本で、嘉慶・道光間の有名な金石学者、文人、書画家四十数人に題跋させた『焦山周鼎題跋冊』が舶載され、いま東博に蔵されている。

(25) 漁洋 王士禎(一六三四—一七二一年)の号。後人は雍正帝の諱を避け、士正と称しました士禎につくる。字は貽上、別号は阮亭。山東省新城県の人。順治一五年に進士となり、累遷して刑部尚書に至った。諡は文簡。ことに詩人として名高いが金石・篆刻に精しく、書画・古器物の鑑別にもすぐれたという。著に『帶經堂集』があるが、その『池北偶談』に、この焦山鼎銘について触れている。伝は『広印人伝』『益州書家録』『西陂類稿』等に見える。

(26) 竹垞 朱彝尊(一六二九—一七〇九年)の号。字は錫鬯、別号に醜舫ほかがある。秀水(いまの浙江省嘉興県)の人。康熙一八年。布衣をもって召され、檢討に官した。その詩は王士禎とともに南北二宗と称せられた。經学に精しく、金石考証の学にも深く、書は八分体を得意とした。またよく山水を画いた。著に『曝書亭集』がある。

(27) 石鼓考 三卷。『日下旧聞』の末に附載されている。下文に薛尚功の摹本を信とした誤りを指摘するが、このことはまた『復初齋文集』卷二〇「書万季野石鼓文弁後」にも指摘している。

〔五〕三代法物。(28) 惟有岐陽石鼓。(29) 古今第一。金石文之至寶。其妄謂宇文(30) 周者。皆無稽之談也。此後則惟秦篆耳。大抵篆至漢時。史籀大篆之篇既(32) 亡。漢時俗學。漸有鄉僻虛造者。許祭酒不得已。而作說文解字。其所謂古作某者。(35) 古文篆也。所謂籀作某者。(36) 史籀大篆也。所謂篆作某者秦篆也。許氏本書之篆。則小篆也。(38) 分別部居。(39) 遂爲後來書學之祖。

三代の法物は、惟だ岐陽の石鼓あるのみ。古今第一にして、金石文の至宝なり。その妄りに宇文・周と謂う者は、みな無稽の談なり。この後

は即ち惟だ秦篆のみ。大抵篆は漢の時に至り、史籀の大篆の篇はすでに亡ぶ。漢時の俗学、漸く郷壁の虚造するものありとす。許祭酒は已むを得ずして、『説文解字』を作る。その所謂「古某に作る」ものは、古文の篆なり。所謂「籀某に作る」ものは、史籀の大篆なり。所謂「篆某に作る」ものは秦篆なり。許氏本書するの篆は、則ち小篆なり。「部居を分別」し、遂に後來書学の祖となるなり。

(28) 三代法物 三代は〔三〕にもみえるが、夏・殷・周の三王朝をいう。法物は『老子』第五章「法物滋ます彰れて、盜賊多くあり」の河上公の注に「法物とは好物なり」とあるのをふまえ、ここではりっぱな物をさす。

(29) 岐陽石鼓 註(一)前出。

(30) 妄謂宇文周者 宇文周は、宇文覚が西魏に代って建てた北朝の王朝で、北周あるいは後周に同じ。石鼓文を北周のものとする説は、金の馬定国『石鼓弁』以下十数家を数えるが、格別の根拠があるわけではないため、一々は挙げない。がここでは暗に清の全祖望『石鼓文音訓碑跋』(『鮚埼亭集』)をさすようである(『復初齋文集』卷二〇「書万季野石鼓文弁後」参照)。

(31) 秦篆 書体の名。小篆に同じ。語の初出は、『漢書』芸文志であるが、また晋の衛恒『四体書勢』篆書には「秦文」ともいう。『書断』はまた、秦の八体中の小篆を「亦た秦篆と曰う」とある。

(32) 史籀大篆之篇既亡 (一)前出。註(8)参照。

(33) 有郷僻虚造者 底本の「郷壁」は「郷壁」の訛。この句は『説文』序の「以為らく、奇を好む者なり。故(ことさら)に正文を詭更し、壁に郷(むか)いて知る可からざるの書を虚造し、常行を交乱して、以って世に耀かす」とあるのをふまえる。『説文句説』に「郷の音は向。郷壁とは猶お面牆のごときなり。云々」という。上句の「俗学」とは、ときの今文学派をさすのであろう。

(34) 許祭酒不得已而作説文解字 『説文解字』は注(9)前出。許慎の『説文』纂述の意図は、『説文』叙に「今、篆文を叙し、合するに古籀を以って

し、博く通人を采り、小大に至り、信にして証あり。其の説を稽讓し、將に以て群類を理め、誤謬を解き、學者を暁し、神悒に達せんとす」とみえる。

(35) 古作某 『説文』の説解における釈例の用語法をいう。ただし註(10)に引用したように、正しくは「某、古文某」とする。『説文』叙では「三に曰く篆書。即ち小篆。云々」とあるのを、翁方綱は、篆の語を広義とし、「某、古文某」を狭義の篆、即ち古文篆とする。以下の大篆、秦篆もまた狭義の意。

(36) 篆作某 前註と同趣であるが、これも註(10)に引用したように、「某、篆文某」とする。

(37) 籀作某 例えば帝字の説解に「(略) 嬴古文帝。古文諸上字。皆从一。篆文皆从二。云々」とある。が用例は極めて少ない。なお段注では「凡そ許書中、篆書と云う者は、小篆なり」という。

(38) 小篆 『説文』叙に「秦の始皇帝、初めて天下を兼ねるや、丞相・李斯、乃ち奏して之を同じくし、其の秦文と合せざる者を罷めしむ。(中略) 皆な史籀の大篆に取り、或いは頗(や)や省改す。所謂、小篆なるものなり」とある。篆文のいわゆる親字の九三三三字は、みなこの体によるが、後世これを『説文篆』とよんだりする。

(39) 分別部居 部居は部首に同じ。『説文』叙の「部居を分別し、相い雜廁せざるなり」の語を用いたもの。ここ段注に「廁は猶お置のごとき也。『分別部居、不相襍廁』とは、分別して五百四十部と為せばなり。(中略) 凡そ字は必ず所属の〔部〕首あり。五百四十字もて、以て天下古今の字を統撰す可し。此れ前古に未だ有らざるの書、許君の独創する所なり。云々」という。また徐鍇の『説文繫伝』には、「分部の相い従うは〔許〕慎自り始めと為す也」という。ちなみに『説文』以前の字書は例えば『古籀篇』のように一句の字数をそろえ、口誦しやういに押韻し、文意をもたせて配列したものであった。

〔六〕許氏書所無之字。則用隸寫之。可也。若湊合偏傍爲篆。以補許所無者。則不可。

許氏の書になきところの字は、則ち隸を用いてこれを写すも、可なり。若し偏傍を湊合して篆を為り、もって許になきところのものを補なうは、則ち不可なり。

(40) 許氏書 『説文』(註(9)前出)をさす。

〔七〕篆書非僅以瘦爲主也。近日金壇王翁林論。篆書用筆。須如蠶吐絲。謂篆貴瘦也。古篆如刀幣之文尙矣。後人摹印。有鐵線一種。即其遺意。薛尚功鐘鼎款識谷口銅甬。在漢器中展放矣。而實用古刀幣之法。此在篆學。固亦不可不知。然必以瘦爲定式。則未也。嘗以周秦篆石本考之。以今尺度之。石鼓畫寬一分。秦瑯邪臺篆文畫寬一分二三釐許。其之罍篆。尙有數字在汝帖。雖重摹。然非徐鄭輩重書不可比。以前說度之。亦約寬一分五釐。是則字愈大。則畫因之加肥。彰彰明矣。必無專執瘦細爲式者也。杜陵評書貴瘦硬。專對開元天寶時習氣趨肥。而言之耳。

篆書は僅かに瘦せたるを以て主となすにあらず。近日、金壇の王翁林論せる「篆書の用筆は、須らく蚕の糸を吐くがごとくすべし」とは、篆には瘦せたるを貴ぶを謂うなり。古の篆は刀幣の文のごときを尙しとす。後人の摹印に鉄線の一種あるは、即ちその遺意なり。薛尚功『鐘鼎款識』の谷口銅甬は、漢器の中に在りては展放なるものなり。しこうして実に古刀幣の法を用う。これ篆学に在りては、固よりまた知らざるべからず。然れども必ず瘦をもって定式となすは、則ち未だしなり。かつ

て周・秦篆の石本をもってこれを考うるに、今の尺をもってこれを度る。石鼓の画は寛さ一分、秦の瑯邪台の篆文の画は寛さ一分二三釐許なり。その之罘の篆なお数字 汝帖に在るあり。重葦ありと雖も、然れども徐・鄭が輩の重書にあらざれば比すべからず。前説をもってこれを度るも、また約寛さ一分五厘なり。これ則ち字愈いよ大なれば、則ち画はこれに因りて肥を加うることに、彰々として明らかなり。必ず、専ら瘦細を執りて式となすことなきなり。杜陵の「書は瘦硬を貴ぶ」と評せるは、専ら開元・天宝時の習気の肥に趨くに対して、これを言えるのみ。

(41) 王翦林 清の康熙七と乾隆八年(一六六八と一七四三)。清初の書人・考証家。名は澗、字は翦林(または若霖・若林)。虚舟・竹雲と号し、良常山人・二泉寓容・茶寿老人などと称した。金壇(江蘇省)の人、のち無錫に住んだ。康熙五一年(一七二二)の進士で、翰林に入り、のち書法をよくすることで、特命により五経篆文館総裁官に遷り、雍正元年(一七二三)には吏部員外郎に至った。書は各体をよくしたが、ことに篆書にすぐれるといわれるが、「剪筆枯毫(筆の穂先きを剪ったり焼いたりすること)」を用いるから筆力が出ていない(『退菴所藏金石書画跋尾』)との評もある。書人としてよりむしろ碑帖の考証面での功績が大きい。その『淳化秘閣法帖考正』は『閣帖』研究には必須の著録であり、その末に附されている『論書贗語』は、書法に独自の見解を示している。また『虚舟題跋』『竹雲題跋』があつて、古今の碑法帖を、主眼は書法の優劣の論評におき、考証も綿密である。晩年に左目を病んだが、なお古碑刻を鑑定して精審であつたという。伝は『清史稿』巻五〇三・列伝二九〇、『清史列伝』巻七一、『広印人伝』巻二、『王步青文集』、『昭代尺牘小伝』などにみえる。

(42) 篆書用筆須如蚕吐糸 王澗『論書贗語』篆書に「篆書用筆、須如綿裏鏡。行筆須如蚕吐糸」にもとづく。用筆は鉄を綿でくるんだように、運筆は蚕が糸を吐き出すようにせよ、というのをつつめたもの。

(43) 刀幣 ナイフ型の貨幣をいう。ただし、金幣、銀貨、銅銭等、戦国以来の貨幣にはみな文字を鑄款しているから、ここはそれらを代表させたもの。この專著は数多いが、中でも商承祚・王貴忱・譚棟華編『先秦貨幣文編』(一九八三年、書目文獻出版社刊)は、『説文』の部首別に排印され、検索も便である。

(44) 摹印 ここは『説文』序にいう「秦八体」中の摹印ではなく、治印すなわち今日のいわゆる篆刻の意である。

(45) 鉄線 細く強い線をいう。語の初出を検索できないが、清の陳克恕『篆刻鍼度』巻四の鉄線文の註に「碧落文は小篆に較べて尤も細し、一に曰く曹喜鉄線文を作る」とあり、また姚晏『再統三十五舉』第一七舉に「刀鋒なく、而して鉄線・墨猪に似る者は庸工なり」とみえる。

(46) 谷口銅甬 『歴代鐘鼎彝器識法帖』巻一『広川書跋』巻五『嘯堂集古録』巻下ほかにみえる。また図は『中国古代理量衡図集』一四七所載。銘文は四行、行ごとに八字を、小篆体で入れている。

(47) 展放 見かけない語である。ここでは広がりのある書風をいうのだろう。

(48) 瑯邪台 瑯邪台刻石をさす(瑯邪台は山東省諸城県にある山)。秦の始皇二八年(二〇九B.C)の刻。始皇帝東巡の折、六つの名山に、自らの權威を顕示する文を刻ませたもので七刻石あつた。文は『史記』巻六・始皇本紀にみえる。年代順に挙げれば(1)嶧山刻石(二一九B.C) (2)泰山刻石(同上) (3)瑯邪台刻石(同上) (4)之罘刻石(二一八B.C) (5)之罘東觀刻石(?) (6)碣石刻石(二一五B.C) (7)会稽山刻石(二一〇B.C)。書者はいずれも李斯だと伝える。なお始皇帝の死後、二世皇帝も李斯らを従えて巡幸し、さきの刻石の傍に、始皇帝の功績を頌える文を刻し、また大臣や従者の名を附刻したという。いまでは(2)・(3)の残石のみで、(2)は曲阜の碑林に、(3)は、北京・歴史博物館に蔵されている。

(49) 之罘 註(48)中の(4)と同じ。之罘は芝罘とも書き、山東省福山区にある山。この刻石は東觀刻石とともに、つとに亡佚した。『汝帖』巻二に残字が刻入されている。

(50) (汝帖)重葦之罘刻石 この葦本には、宋の苜蓿の刻した『賜書堂帖』本があり、『汝帖』本にくらべて「御史大夫臣」の五字が多いというが未見。

また清の嚴可均が『史記』の文によって手写して上石したのもあるという
がこれまた未見。なお宋刻『汝帖』の原石は、河南省汝県に現存するという
(張彥生『善本碑帖録』五頁)。

(51) 徐鉉 徐は徐鉉、鄭は鄭文宝。徐鉉、後梁貞明三〇宋淳化二年(九一六
〜九九一)、五代・北宋の學者。字は新臣、号は騎省。江蘇省揚州の人。南
唐に任え、宋に再任して官は左散騎常侍に至った。弟の徐鉉とともに文名を
もって江南に知られ、二徐(また兄は大徐、弟は小徐)と称されたが、ことに
文字学に精通し、『説文』の校訂に力を注いだ。現行『説文』はこの二人の
校訂本で、それぞれ大徐本・小徐本の称があり、また徐鉉には『説文繫伝』
『説文解字韻譜』がある。二人は李陽冰ののち衰退していた篆書を復興した
が、とくに徐鉉が著名である。下文にいう「重書」とは、嶧山刻石の摹本を
さし、いま陝西省博物館に現存している。伝は『宋史』卷四四一、『徐公文
集』附〈行状・墓誌銘〉、『宣和書譜』卷二、『皇宋書録』卷中、『宋人軼事彙
編』卷四その他。鄭文宝、後周広順三―宋大中祥符六年(九五三―一〇一三)、
宋の文人。字は仲賢、福建省寧化県の人。太平興国八年(九八三)の進士。
官は兵部員外郎に至った。詩を能しく琴にたくみであった。書は篆書にすぐ
れたが、徐鉉に就いて字学に精しかったという。淳化四年(九九三)、徐鉉
の摹本によって嶧山碑を重刻し、長安の国学に建てた。ここにいう「重書」
はこれをさす。伝は『宋史』卷二七七、『統湘山野録』。

(52) 彰彰明 字粒が大きくなれば、点画も太くなる、という点については、
『復初齋文集』卷二〇「跋瑯邪台秦篆」に、やや詳しい一文がみえる。

(53) 杜陵評書貴瘦硬 杜陵は杜少陵の少字を脱したものか。杜甫は杜陵(漢
宣帝の陵)少陵(許后の陵)の西に居り、自ら少陵の野老と号したことによ
る。「書貴瘦硬」は、杜甫の「登兗州城樓詩」の一句「書貴瘦硬方通神」に
拠る。ちなみに瘦硬は、細くて強い筆力をいう語。「宣和書譜」卷七・陸玩
の項に「尤も行書に長ず。筆力瘦硬、鍾繇の法あり」の用例がある。

〔八〕石鼓篆勢古妙。至唐始著稱⁽⁵⁴⁾。晉王右軍稱石鼓⁽⁵⁵⁾。惟見於黃山谷集。

此前則漢代隸書盛行。未聞稱石鼓者。豈秦李斯以後⁽⁵⁶⁾。篆學至漢罕傳耶。

即許氏説文⁽⁵⁷⁾。博采古籀⁽⁵⁸⁾。而亦不及於石鼓。誠有不可解者。然實周時物無
疑⁽⁵⁹⁾。其所以湮晦於漢時之故。則不可臆知也。然而李斯之後。直至後漢蔡
邕⁽⁶¹⁾師宜官諸人。始以隸著。漢代篆學。竟無人也。所以漢碑篆額⁽⁶³⁾。皆不及
其隸書耳。

石鼓の篆勢の古妙は、唐に至りて始めて著稱せらる。「晋の王右軍
石鼓を著稱す」とは、惟だ『黃山谷集』に見ゆるのみ。これ前には則ち
漢代は隸書盛行し、未だ石鼓を稱する者を聞かず、豈に李斯以後、篆
学は漢に至りて伝うるもの罕ならんや。即ち許氏の『説文』は、古・籀
を博采すれども、また石鼓に及ばざるは、誠に解すべからざるものあり。
然れども実に周時の物なること疑いなし。その漢時に湮晦する所以の故
は、則ち臆知すべからざるなり。然りしこうして李斯の後、直ちに後漢
の蔡邕⁽⁶¹⁾・師宜官の諸人に至り、始めて隸をもって著わる。漢代の篆学は
竟に人なきなり。所以に漢碑の篆額、みなその隸書に及ばざるのみ。

(54) 至唐始著稱 例えは『元和郡県志』引蘇勸の説や、韓愈の「石鼓歌」を
いう。註(4)参照。

(55) 王右軍稱石鼓 『山谷題跋』卷四「跋翟公巽所藏石刻」にみえる。註
(12) 前引参照。

(56) 李斯 (?—二〇八B.C) 秦の政治家・書家。字は通古。楚の上蔡(河南
省治)の人。荀子に従って学び、のち秦に仕えて丞相となり、秦始皇帝の中
央集権国家体制施策の実現は、李斯の立案によるところが多大であったとさ
れる。書人としての業績は、小篆の制定に際して、いわば国定の教科書とし
ての『倉頡篇』を作り、また始皇帝時代の七刻石(註(48))参照)は文辞も書

もその手になるものと伝えられ、後世、小篆の第一人者として評価されている。『史記』卷六・八七、『説文』叙、衛恒『四体書勢』、袁昂『古今書評』、竇泉『述書賦』その他。

(57) 許氏説文 註(9) 前出。

(58) 古籀 古文と籀書のこと。古文は『説文』叙のいわゆる新の六書の一に挙げられる「孔子の壁中の書」で、例は註(10) 前出。王国維によれば、小篆の母型である大篆は、戦国時代、西方地域の代表的書体であったのに対し、東方の齊・魯で用いられていた書体が古文であるとする(『觀堂集林』卷七「戦国時秦用籀文六国用古文説」)。この立論の根拠は、『説文』に採られている約四五〇字の古文と、齊魯の貨幣や兵器の字体が似ていることからである。ただし、新出史料の続出する現在、この問題は再考の要がある。ちなみに、古文を古くはその形がオタマジヤクシに似ているというので「科斗(蝌蚪)文字」ともよばれた。のちの魏の「三体石経」中の古文は、この系統をひく。籀文については註(10) 参照。

(59) 周時物無疑 翁方綱が石鼓をもって周代すなわち成王時代の物とみたことについては「一」にみえるが、またその『復初齋文集』卷二〇「書洪文惠石鼓題跋」にもいう。この論拠は、宋の董道『広川書跋』、洪适『岐陽石鼓題跋』に仰いでいる。

(60) 溷晦 例えば『晋書』嵇含伝の「大道の溷晦を悼み、遂に悲しみを捨てて曲を吐く」のごとく、ほろびかくれるの意。

(61) 蔡邕 陽嘉元年初平三年(一三二—一九二)。後漢の官僚・書人。字は伯僂。陳留圉県(河南省)の人。官途では転変があり、初平元年、左中郎將に拜せられ、高陽郷侯に封ぜられたが、董卓が王允に殺されたとき、その罪に連坐し獄死した。若いときから博学で鳴り、辞章・天文・数術・音律に精通した。その著に『蔡中郎集』がある。書人としては、靈帝のとき、馬日磾、楊賜らとともに、六経のテキストを校定し、かれ自らも書丹したのが「熹平石経」であると伝える。ことに隷書にすぐれたが、一方、飛白体を考案したことでも名がある。書に関する文に「篆勢」・「隸勢」がある。『後漢書』卷九〇、『四体書勢』、羊欣『古采能書人名』、『古今書評』、『述書賦』、『書断』神品その他。

(62) 師宜官 生卒年不詳。後漢末の書人。南陽(河南省)の人。一時、袁術の將となった。八分書に巧みで、靈帝が天下の能書を徴したとき、八分では第一等であったという。極小の字も極大の字もこなしたとも伝えるが、筆蹟の伝えるものがない。『四体書勢』、『古采能書人名』、庾肩吾『書品』、『書断』妙品その他。

(63) 漢碑篆額、漢碑は二、三の例外を除き、篆書をもって碑額に題する。いまこれを集録した著に清の何澂『思古齋双鉤漢碑篆額』および、『書品』八一号(昭和三年七月)「漢碑篆額特集」がある。なお両著にみない近年の出土に鮮于璜碑額(一六五年)、甘陵相殘碑額(立碑年不明)、趙到殘碑額(同上)、三老趙掾碑額(二八〇年)がある。

〔九〕説文諸字。凡遇古籀皆作出尖。⁽⁶⁴⁾此固非必摹古文某篇某器銘之篆樣。非必摹籀書某篇某器銘之篆樣也。特以別於本書之篆。故特於畫末用尖。以表出之耳。若後來王休嘯堂集古錄。⁽⁶⁵⁾凡古器銘字。皆作出尖之畫。則非也。即如薛尚功鐘鼎款識所摹。⁽⁶⁶⁾同此器銘類耳。何嘗於畫末出尖哉。薛氏款識。後來遞摹之本。或不盡足据。而王順伯所藏鐘鼎款識。⁽⁶⁷⁾則皆古器拓本眞蹟。何嘗有畫末出尖者乎。

説文の諸字は、すべて古・籀に遇えばみな出尖を作す。此れ固よりかならずしも古文を摹するに某篇の某器銘の篆樣なるにあらず。かならずしも籀書を摹するに某篇の某器銘の篆樣なるにあらざるなり。特だ本書の篆に別つをもつての故に、特に画末において尖を用い、もつてこれを表出するのみ。後來の王休『嘯堂集古録』の若く、およそ古器銘の字、みな出尖の画を作すは、則ち非なり。即ち薛尚功『鐘鼎款識』摹するところのごときは、同じく此れ器銘の類のみ。何ぞ嘗つて画末に於て出尖

せんや。薛氏の款識の後來、通いに摹するの本、あるいは尽ごとくは据るに足らず。しかして王順伯の所蔵せる『鐘鼎款識』は、則ちみな古器拓本の真蹟なり。何ぞ嘗つて画末、出尖せるものあらんや。

(64) 出尖 いわゆる懸針篆のごとく、豎線の末を鋭く抜き放ち、また柳葉篆のごとく起筆をすべりこませ収筆を抜き放つ筆法をさす。今本『説文』の古文・籀書はみなこの法で、見出しの篆文とはちがえている。

(65) 王休嘯堂集古録 王休(生卒不詳)。任城(今の山東濟寧)の人。字は子弁(或は子仲)号は嘯堂。北宋末から南宋初の人らしい。その撰になる『嘯堂集古録』二巻は殷より漢に至る金文および二九九器の銘文の摹本および、印影三七、墓銘一を収載している。李邕漢の序と曾機の淳熙丙申(一一七六)跋がある。手近には『石刻史料新編』第二輯本がある。

(66) 薛尚功鐘鼎款識 註(23) 前出。

(67) 王順伯所蔵鐘鼎款識 王順伯は南宋の王原之(一一三二～一二〇七)の字、諸暨(浙江省)の人。号は復齋。乾道の進士で、官は江東提刑、直宝文閣に至った。金石、印章の学に精しく、著に『漢晋印章図譜』、『王復齋鐘鼎款識』その他がある。伝は『宋史翼』巻八その他にみえる。その『鐘鼎款識』は、古器物の款識五九種を拓取したものが、乾隆のとき阮元が覆刻印行した。器ごとに王厚之の題識があり、阮元の増補考釈が附されている。手近には『百一廬金石叢書』本がある。

〔一〇〕 隸書後出。或有増減筆勢小異處。篆則必依六書。不得以意増減分豪者也。故惟篆書用説文。信而有徵也。若古篆。自説文所採外。餘皆不能盡据。以後人所輯金石韻府之類所引諸書諸體。以及後人所著印叢印史諸編。字體雜出。若偶值應用之處。或以博徵古意之資耳。非可遵爲典要也。不特啓嗜奇之弊。書以篆爲正矩。本不懸以復古爲説。

隸書は後出なれば、あるいは筆勢を増減し小しく異なる処あり。篆は則ちかならず六書に依り、意をもって分豪を増減する者を得ざるなり。故にただ篆書にのみ『説文』を用うるは、信にして徵あるなり。古篆の若きは、『説文』採るところよりして外、餘はみな尽ごとくは据る能わず。後人輯むるところの金石・韻府の類引くところの諸書諸體のごときより、もって後人著わすところの印叢・印史の諸編に及ぶまで、字體は雜出す。若し偶たま應用の処に値えば、あるいはもって博く古意を徵するの資とせるのみ。遵いて典要となすべきにあらざるなり。特に奇を嗜むの弊を啓くのみならず。書は篆をもって正矩となす。本より応に復古をもって説をなすべからず。

(68) 有増減筆勢小異處 この筆勢は点画というほどの意。篆書を隸書化する(これを「隸定」という)過程で、点画の増減がおこなわれて、篆書の形から変ってしまうことをさす。たとえば、奉・奏・秦・泰は、隸書ではみな頭部の形が同じだが、篆書ではまったく異なる形である。こうしたことを歌訣のかたちで一書にしたものに、元の応在『篆体異同歌』があり、江戸期に細井広沢が注を附した本が流布した。『日本書論集成』巻一所取参照。

(69) 六書 二義ある。一は漢字の構造法と運用法。一は王莽新に行なわれたとする六種の書体をいう。ここは前者で、象形・指事・会意・形声・転注・仮借。前四者は文字の体、後二者は文字の用を示す。

(70) 分豪 豪は毫の仮借で、一分一毫ほどのわずかなことの意味。のちみなこれに依る。

(71) 古篆 ここでは『説文』所収の小篆以外の体、すなわち古文・籀文(大篆)をさす。

(72) 典要 『易』繫辭下伝の「上下常无く、剛柔相い易わる。典要と為す可からず。唯だ変のみ適う所」をふまえる。一定のきまりをいう。

〔一一〕經籍燼於暴秦⁽⁷³⁾。而繼周鼓者⁽⁷⁴⁾。惟有秦篆。亦可概已。自李斯後⁽⁷⁵⁾。歷漢晉六朝。竟無以篆學自名家者。杜詩⁽⁷⁶⁾秦有李斯漢蔡邕⁽⁷⁷⁾。中間作者絕不聞。蔡特是隸書非篆也。至宋人始有鷺鼻山秦篆之詠⁽⁷⁸⁾。而會稽秦篆⁽⁷⁹⁾。僅存申屠駟摹本耳⁽⁸⁰⁾。之罘秦篆⁽⁸¹⁾。汝帖僅摹數字。其全本不可見。今秦篆存者。惟泰山琅邪二石⁽⁸²⁾。泰山頂篆⁽⁸³⁾。劉跋之譜僅存⁽⁸⁴⁾。而其真本。則惟碧霞元君廟壁閒砌石廿九字而已⁽⁸⁵⁾。近日此石復燬于火⁽⁸⁶⁾。眞拓在者已罕。琅邪篆今尙在⁽⁸⁷⁾。山石。臨海極難拓⁽⁸⁸⁾。其前五大夫楊穆一行。已半泐矣。岱頂秦篆廿九字。乾隆五年六月燬于火。至嘉慶二十年甲戌。泰安知縣蔣因培。於元君廟之玉女池廢址中。剔出殘石二片。其一片斯臣去疾四字。又一片昧死臣請矣臣六字。凡存十字。此岱頂秦篆殘刻之贖存者。

經籍 暴秦に燼く。しかして周鼓を継ぐものは、惟だ秦篆あり、亦た概すべきのみ。李斯より後、漢晋六朝を歴て、竟に篆学をもつて自ら家に名とする者なし。杜詩に「秦に李斯あり漢には蔡邕、中間 作者絶えて聞かず」と。蔡は特だ是れ隸書にして篆にあらざるなり。宋人に至りて始めて鷺鼻山 秦篆の詠あり。しかして會稽の秦篆は、僅かに申屠駟の摹本を存せるのみ、之罘の秦篆は、汝帖 僅かに数字を摹するのみにして、その全本は見るべからず。今、秦篆の存せるものは、惟だ泰山・琅邪の二石のみ。泰山の頂篆は、劉跋の譜 僅かに存するも、その真本は則ち、惟だ碧霞元君廟壁間の砌石なる廿九字のみ。近日 復た火に燬かれ、眞拓の存せるものはすでに罕なり。琅邪の篆は今なお山石に在るも、海に臨み極めて拓し難し。その前の「五大夫楊穆」一行は、すでに半ばは泐せり。岱頂の秦篆廿九字は、乾隆五年六月、火に燬かる。嘉慶二十年甲戌、泰安の知縣蔣因培、元君廟の玉女池の廢址中において、殘石二片を剔出す。その一片は「斯臣去

疾」の四字、また一片は「昧死臣請矣臣」の六字にして、凡て十字を存す。これ岱頂の秦篆の殘刻贖存せるものなり。

- (73) 暴秦 秦の始皇帝の暴政、ここではいわゆる「焚書坑儒」をさす。
 (74) 周鼓 石鼓文(註「一」前出)をいう。
 (75) 李斯 註(56)前出。
 (76) 杜詩 以下の二句は、杜甫の七言古詩、「李潮八分小篆歌」(『杜詩詳註』卷一八、また清刊『墨池篇』卷二三、『書苑菁華』卷一四所収)に拠る。ただし下句は「中間作者寂不聞」につくる。
 (77) 蔡邕 註(61)前出。
 (78) 鷺鼻山秦篆之詠 出典を検索しえない。しばらく後考に俟つ。
 (79) 會稽秦篆 會稽山刻石(註(48)前出)のこと。秦篆の語については、註(31)前出。
 (80) 申屠駟摹本 姓は申屠、名は駟。元の人だが伝未詳。元の至元元年(一三四一)、申屠駟が家藏の旧拓によって摸勒し、會稽の鬻舎に置いたもの。一石に表裏して、嶧山碑を刻したが、この會稽刻石の方は、清の康熙年間(一六六二〜一七二二)、石工のために磨去されてしまったという(阮元『兩浙金石志』卷一参照)。いまは羅振玉の秦金石刻辞本、明の安国旧藏で芸苑眞賞社影印本をみるだけである。
 (81) 之罘秦篆 之罘刻石(註(48)・(49)前出)のこと。
 (82) 汝帖 註(49)・(50)前出参照。
 (83) 泰山琅邪二石 泰山刻石・瑯邪(また琅邪、瑯琊とも書く)台刻石をさす。註(48)前出。
 (84) 劉跋之譜 底本は劉跋に誤る。劉跋『秦篆譜』のこと。劉跋(生卒不詳)、字は斯立、山東省汝陽の人。元豊(一〇七八〜八五)の進士で、朝奉郎に官したが、紹興のころ(一〇九四〜九七)官を辞し、政和(一一一一〜一七)の末に歿した。著に『学易集』がある。伝は『宋史新編』卷一一四にみえる。『秦篆譜』一卷は、大観二年(一一〇八)と政和三年(一一一三)の両度、泰山に秦刻を訪得して、自ら手拓し、これを翻刻したもの。(略)『史記』を以てこれを証するに、文意は皆な具わり、その欠けし処を計るに字数は適

(たま)たま同じ。云々」とあるように、すでに欠損があるが、始皇帝の辞が一四六字、二世詔および從臣名七六字を存し、宋代の拓として史料の価値がある『復初齋文集』巻二〇「跋秦篆譜」に詳しい。

(85) 碧霞元君廟壁間砌石廿九字 錢大昕『潛研堂金石字跋尾』巻に「右、泰山刻石。世に伝わる所の者は、僅かに二十有九字のみ。明に北平の許某、岱頂の榛莽中に于て之を得、碧霞元君宮の東廡の壁に陥置す。此れ眞の秦刻なり。後人、復た其の文を摹し、別に泰安東城の嶽廟に刻石す。乾隆戊午の歲、碧霞宮火け、而して秦刻は遂に亡ぶ。云々」とその事情を言っている。

(86) 近日此石復燬于火 註(85)には乾隆戊午(三年・一七三八)といい、阮元の「琅邪台刻石跋」(『瑯經室集』第三集所収)もまた、この年とする。が、翁の後註に乾隆五年(庚申・一七四〇)とある。がまたその『復初齋文集』巻二〇「跋秦篆譜」に、「(前略)明の呉同春の『遊泰山記』に、僅かに劉(跋)云う処の半ばを存すと云う。其の後、北平の許叵、岱頂の榛莽中に於て、僅かに二世詔の二十九字の残石を得、碧霞元君廟の東廡に嵌置す。乾隆五年六月に至り、火に燬かる。云々」とある。このほか畢沅『山左金石志』巻七、方朔『枕經堂題跋』巻二なども、五年説である。因みに『復初齋文集』巻二〇には「跋泰山秦篆後」「跋秦篆三首」がある。

(87) 琅邪篆今尚在山 現在原石は、北京の歴史博物館に所蔵されている。なお山東省泰安の岱廟内にも一石を蔵しているが、模刻である。山とは琅邪台で、阮元の「琅邪台石刻跋」によれば「瑯邪台は、諸城県治の東南百五十里にあり。台は三成。成の高さ三丈許り、最上は正平にして、周りは二百歩有奇。東南西の三面は、海を環して遙(めぐ)り、北は登台の沙道と為す。台上には旧(も)と海神祠・礼日亭あるも、皆な傾圮す。祠垣内の西南隅に秦碑あり。色は沈黝、質は甚だ粗にして堅きこと鉄のごとし。工部營造尺を以てこれを計るに、石の高さ丈五尺、下の寛さ六尺、中ごろの寛さ五尺、上半の寛さ三尺、頂の寛さ二尺三寸、南北の厚さ二尺五寸。云々」とある。これは雍正一二年(一七三四)の記録である。ところで現在の宋拓と称するものでも、わずか一三行、八六字でしかない。阮元はまた「今、字は西面の碑中にあり西に偏して裂ること寸許り。前知県事なる秦州の官懸讓、鉄を鎔してこれを束ね、以て頽れざるを得たり。云々」といい、西の一面にだけ残っていた

ことを記している。ところが光緒二十六年(一九〇〇)に、雷雨のため海に墮ちて、一時は行方不明であったのを、中華民國一〇年(一九二一)に断石の一部を捜し出し、さらに翌年また数片の断石を見つけ、これらを黏合し、一九二六年に教育局古物保存所中に嵌置したという(王景祥の原石後刻跋)。

前述の歴史博物館蔵石は、ほぼこの状態のものであろうと思われる。(88) 石臨海極難拓 註(87)前引の阮元の説でもその一斑は窺われるが、翁方綱『復初齋文集』巻二〇「跋琅邪台秦篆」に、「琅邪台の秦篆は、世皆な十行を存すと称するのみ。予は壬子(乾隆五七年・一七九二)の夏を以て青州に按試し、諸(これ)を学宮の弟子に訪うに、此の篆の刻は、諸城県の海浜の懸厓に在るも、極めて拓し難しとす。段生松蒼なるものあり、氈蠟を善くす。諾して予が為にこれを拓す。時に夏秋なるを以て海水盛長し、往く可からず。云々」とある。ちなみに『復初齋文集』巻二〇には「跋琅邪台秦篆」の一文がある。

(89) 凡存十字 翁方綱のこの自註にいう、泰安の岱廟中に置かれている。この十字残石については諸書にみえるが、発見の顛末については、王鏊『十二硯齋金石過眼録』巻一「泰山残字」に「秦の李斯の篆書なり。泰山の頂の玉女池に在り。(中略)嘉慶甲戌(二十一年・一八一四)、徐石生鈔司理、汪夢厓汝粥刺史に言いて云う。岱頂に趙老人というものあり。年九十余なり。数十年前、玉女池(井戸の名)を鑿(つ)むとき、残石に依稀として字あるを見たりと。次年、蔣伯生因培明府は、邑人の柴紹秋蘭広文と同(とも)に、井に縫りてこれを求め、残石二を得たり。尚お十字を存す。郡城の文廟に摹入し、繋くるに芸台(阮元)・淵如(孫星衍)諸先生の題跋を以てす。而して原石は山頂の東嶽廟の西の新築の室に嵌す。云々」という。なお十字本刻跋にもこの一端がみえる。

〔一二二〕秦篆釋山碑⁽⁹⁰⁾ 世所最傳。杜詩⁽⁹¹⁾釋山之碑野火焚。而其登兗州城樓詩云。孤嶂秦碑在。此或謂後人摹本歟。然鄭文寶刻石之前⁽⁹³⁾。不聞有某代摹本也。則豈杜子美少年初到兗州時。未嘗詳考。而云秦碑在耶。至今日

鄒縣釋山之石⁽⁹⁵⁾。其篆又在陝西碑林鄭文寶所摹刻之下矣。江寧府學尊經閣下。有至元癸巳李處巽摹勒釋山碑⁽⁹⁶⁾。近聞此石已釋於火。

秦篆の釋山碑は、世最も伝うるところなり。杜詩に「釋山の碑野火に焚かる」という。しかれどもその「兗州城の樓に登る」の詩には「孤嶂 秦碑は在り」という。これあるいは謂えらく、後人の摹本なるかと。然れども鄭文宝の刻石の前に、某代の摹本あるを聞かざるなり。則ち豈に杜子美少年初めて兗州に到れるの時、未だかつて詳考せずして、「秦碑在り」といえるか。今日に至れる趨泉の釋山の石は、その篆又^{まら}に陝西碑林の鄭文宝摹刻するところの下に在り。江寧府学の尊經閣の下に、至元癸巳(三〇年・一二九三)、李処巽の摹勒せる釋山碑あり。近ごろ聞く、その石はすでに火に燬ると。

(90) 釋山碑 釋は以下にみえる四ヶ所とも、釋に通じて用いる。嶧山刻石(註(48)前出)に同じ。なお始皇刻石の辞は『史記』始皇本紀に載せているが、嶧山刻石の文のみ未載。

(91) 杜詩 下の一句は「李潮八分小篆歌」(註(76)前出)をさす。この句は「棗木伝刻肥失真」と対句である。嶧山刻石が野火に焚かれたという点については、唐の封演『封氏聞見記』巻七に、次のごとくいう。「(前略)後魏の太武帝山に登り、人をして之を排倒せしむ。然れども歴代これを摹拓し、以て楷則と為す。邑人、供命に疲れ、薪を其の下に聚め、野火によりて之を焚く。是れより残欠して摹するに堪えず。然れども尚お上官は求請し、行李登涉し、人吏転た勞弊を益す。泉宰あり。旧文を取りて石碑の上に勒し、凡そ数片を成し、之を泉廨に置き、則ち拓取に須う。是れより山下の人邑中の吏は、以て休息するを得たり。今、間(ま)ま嶧山碑あるは、皆な新刻の碑也。云々」

(92) 登兗州城樓詩 『杜詩詳註』巻一、また『唐詩選』巻三所収。

(93) 鄭文宝刻石 後文にもみえるが、この翻刻は、いまも西安碑林、即ち陝西省博物館に蔵されている。註(91)にも引用したように、唐代それも開成年間には、原石が焚かれたため、宋代以後、重刻された。鄭文宝のものはその一で、他に紹興本、江寧本、鄒泉本が原拓で伝わり、青社本、李陽冰本、蜀本というのが、著録で知られる(揚士奇『東里統集』)。中でも、鄭文宝本(一名、長安本)が最も著名で、その刻石の事情は、重刻の末に楷書で刻され(また『墨池篇』等にも収録)ており、徐鉉から授かった摹本により、北宋の淳化四年(一九九三)、長安の国子監に勒石されたものである。王昶『金石萃編』巻四によれば、「高さ八尺五寸、広さ四尺三寸」一五行、行十五字。

(94) 兗州 いまの山東省泰安県をいう。

(95) 鄒泉釋山之石 いわゆる鄒泉本。北宋の元祐八年(一〇九三)、張文仲の得た拓本により翻刻し、鄒泉の嶧陰堂に置いたものがあつたが、元代には剝落が甚だしくなっていたため、至元二九年(一二九二)、宋徳迺らが摸刻した、と劉之美の跋にみえる。なおこの鄒泉本が鄭文宝より一等下るといふ下文の評価は、明の趙燠『石墨鐫華』巻一の「(前略)跋に拠れば、元祐中、泉令・張文仲又た之を刻す。此れ又た当に文宝本の下に居るべし。云々」にもとづいたもの。

(96) 李処巽所摹嶧山碑 いわゆる江寧本(一名、応天府学本)。清の嚴観『江寧金石記』巻一に載せる諸跋を総合すれば、至元三〇年、李処巽がその収蔵の嶧山刻石の善本より摸刻し、郡庠の止善堂に置いた。ところがいつのころか「登于嶧山」下の二四字が欠失し、明の正徳年間(一五〇七〜二一)に喬白巖がこれを補刻した。その後また断裂して大半が毀れたので、万曆丁亥(一五年・一五八七)、曹養初が旧拓によって重刻し、尊經閣下に置いたという。なお翁方綱は末句に、江寧本は火災で毀れたという伝聞を記すが、いま著録にみあたらない。

ちなみに容庚「秦始皇刻石考」(『燕京学报』一七)には國作本というのがあり、日を國に作るもので、他の筆画にも誤りが多いというが未見。また『復初齋文集』巻二に「跋嶧山碑」「跋永樂大典嶧山碑本」がある。

〔一三〕篆學式微⁽⁹⁷⁾。蓋漢魏晉唐間。邈不可稽。裴松之⁽⁹⁸⁾於劉劭傳⁽⁹⁹⁾註皆漢末能書人名詳。蓋皆隸書爾⁽¹⁰⁰⁾。漢隸至唐楷。凡碑有篆額者。竟皆非至工之作。直欲讓到李陽冰顏氏家廟碑額矣。且如碑隸書之最工妙。如韓勅⁽¹⁰¹⁾乙瑛⁽¹⁰²⁾碑皆無額。鄭固碑隸極工妙。而篆額亦非其至者。杜稱李潮小篆逼秦李斯。而唐碑無李潮之書。韓歌斥羲之俗書。而其贊石鼓云字體不類隸與蝌。此雖限於押韻。然亦豈必與蝌斗體與隸並稱。隸則去所謂俗書者不遠矣。蝌斗自與鳥蟲諸體並言也。杜所謂快劍長戟。韓所謂快劍鐵索等語。猶夫寶泉所云虹紳結絡。瓊樹離披之類。昔米元章論書。固謂此等比喻擬飾之詞。無當於書學者也。

篆學の式微せるは、蓋し漢魏晉唐の間ならんも、邈かにして稽うべからず。裴松之は劉劭傳の註において、漢末の能書の人名に詳し。蓋しみな隸書なるのみ。漢の隸より唐の楷に至るまで、およそ碑に篆額あるものは、竟にみな至工の作にあらず。直ちに譲りて李陽冰の顔氏家廟碑の額に到らんと欲す。かつ碑の隸書の最も工妙なるごときもの、韓勅・乙瑛碑のごときはみな額なし。鄭固碑の隸は極めて工妙なれども、篆額亦たその至れるものにあらず。杜は「李潮の小篆、秦の李斯に逼る」と称すれども、唐碑に李潮の書なし。韓の歌は「羲之は俗書」と斥くも、それ石鼓を賛めて、「字体類せず隸と蝌」という。此こ押韻に限らるゝと雖ども、然れども亦た豈に必らず与に蝌斗の体と隸とを並称せんや。隸は則ちいわゆる俗書を去る者遠からず。蝌斗は自ずから鳥虫の諸体と並びいうなり。杜のいわゆる「快劍長戟」、韓のいわゆる「快劍」

「鉄索」等の語は、なおかの寶泉 いうところの「虹紳は結絡し、瓊樹は離被たり」の類のごとし。昔、米元章書を論じ、固よりこれ等は比喻擬飾の詞にして、書学に当るものなきをいうなり。

(97) 式微 衰微の意。『詩経』抑風・式微の「式微式微、胡ぞ帰らざる」の集伝に、「式は発語の辞、猶お衰のごときなり」とある。

(98) 裴松之 三七二―四五一年、劉宋の歴史家。河東(山西省)聞喜の人。東晋代、殿中將軍となり、宋に仕えて太子洗馬、国子博士より累進し、文帝のとき永嘉太守・太中大夫に至った。史学に長じ、その『三国志』註は、六朝史の考証に必須のものである。

(99) 劉劭伝註 『三国志』魏書卷二一。ここ直接には、韋誕に註して『文章叙録』はじめ諸書を引き、漢魏の書人に触れつつ問題にしている点をさす。長文のため引用省略。

(100) 皆 衍字である。

(101) 漢末能書人名、蓋皆隸書 張芝の草書、劉德昇の行書も著名であるから、必ずしも「ともに隸書のみ」とはいえない。前出の蔡邕(註61)・師宜官(註62)を頭において誇張したもの。

(102) 李陽冰顏氏家廟碑額 李陽冰(生卒不詳)唐代後期の書家。字は少温、趙郡(河北省)の人。開元(七一三―七五五)の初年に生れ、乾元の間(七五八―七六〇)、縉雲県令に官し、晩年、将作少監に至った。書は小篆にすぐれ、李斯ののちの第一人者と評される。また文字学にも見識をそなえ『刊定説文』三〇巻があった。その書には李氏三墳記・怡亭銘并序・般若台記・縉雲県城隍廟記ほかあり(註116参照)、また李邕・顔真卿書碑の額は、ほとんど李陽冰の篆題である。『新唐書』卷七二・宰相世系表、『述書賦』下、『墨池篇』卷九「統書断」卷一三及び「玉筋篆志」、『宣和書譜』卷二ほか。顔氏家廟碑は、建中元年(七八〇)の立碑で、いま陝西省博物館の第二室に置かれていた。篆額は三行で「顔氏家廟之碑」を入れており、碑文の第二行の末に「集賢学士・李陽冰、篆額」と明記している。

(103) 韓勅(碑) 通称は礼器碑。韓勅造礼器碑(集古録目)卷一、魯相韓勅造

孔廟礼器碑（『隸釈』卷一）、韓勅碑（『退菴金石書画跋』）ほかの標目がある。後漢の永寿二年（一五六）立碑。形制は一六五×七四cm。四面刻。碑陽の本文が一六行、滿行三六字。内容は魯相の韓勅が孔子廟を修繕し、祭祀の器具を整えたその功を頌えたもので、これが一三行。あと三行分は題名で、この碑陽から続いて陰は三段、各一七行。碑側の左は三段各四行、右側は四段各四行で、いずれも題名である。書体は八分。古来、隸書中もっとも著名なもので、著録も数十百種に及ぶが、清朝の碑学勃興期に、翁方綱や王澐が絶賛したことから評価が一段とたかまり、今日にいたっている。原石は山東省曲阜の孔子廟に現蔵されている。

(104) 乙瑛碑 これまた通称である。魯相置孔子廟卒史碑（『集古録跋尾』卷二）、魯相乙瑛請百石卒史孔觶碑（『庚子銷夏記』卷五）、孔廟置守廟百石卒史碑（『尚漢金石記』卷六）その他の標目がある。永興元年（一五三）の立碑で。形制は一八二×八六cm。一八行、滿行四〇字、内容は、魯の前相・乙瑛が、孔子廟に百石扶持の管理官を常置したい旨を上奏して認可され、通達の意になかった孔觶なる者を選任し、司空府に復命した経緯を記している。書体は八分。これまた宋代以来、著名な隸書で、金石著録のほとんどが収載している。原石は曲阜の孔子廟に現蔵されている。

(105) 鄭固碑 これも略称で、郎中鄭固碑（『集古録跋尾』卷二）がフルネームである。『金石萃編』卷一〇によれば、六尺四寸×三尺三寸とするが、宋代すでに碑の下部が一〇四字残欠していて、一五行、行二九字であった。が雍正元年（一七二八）、下段の二三字分、さらに乾隆四三（一七七八）に六〇字分が発見され、それぞれ旧碑の傍に置いたという。王昶の尺寸は旧来のものについてである。内容は、郎中の官に至った鄭固の業績を頌えた墓碑である。これまた宋代以来著名であるが、磨滅が甚だしく、佳拓でも二三〇字内外しかみえない。書体は八分。礼器系統の書風ではあるものの、抑揚が少なくやや固さがある。なお篆額は「漢故郎中鄭君之碑」を題している。原石は、近年まで山東省濟寧の孔子廟に置かれていたが、いまの所在は不明。

(106) 杜称云々 杜甫「李潮八分小篆歌」（註（76）前出）に拠る。ただしこの句「況潮小篆逼秦相」である。

(107) 李潮 生卒、本貫、字号等不詳。元の呉丘衍『考古篇』には、李陽冰と

同一人物というが確証はない。杜甫の甥で、小篆八分にすぐれ、開元から大暦の間（七一三―七一九）に、韓杼木、蔡有鄰と並称されたといわれる。『宣和書譜』卷二〇「八分」叙論、『集古録跋尾』卷六。

(108) 韓歌斥義之俗書 「羲之俗書」は韓愈「石鼓歌」（註（4）前出）の語。

(109) 賁石鼓云々 韓愈「石鼓歌」（註（4）前出）の一句。

(110) 蝌蚪体 書体上からいえば古文のこと。蝌蚪（蝌蚪）は、科斗とも書く。語の初出は孔安国『古文尚書』序であるが、『四体書勢』が要を得ている。即ちその古文の伝に「黄帝自三代に至るまで、其の文改めず。秦篆書を用い先典を焚焼するに及びて、古文絶ゆ。漢武の時、劉恭王（劉余）は、孔子の宅を壊し、尚書・春秋・孝経を得。時人は復た古文あるを知らざるを以て、之を科斗書という。漢の世、秘蔵され、希に之を見るを得たり」とある。

『爾雅』積魚に「科斗は活東」とあり、郭璞の注には「蝦蟆の子」とする。邢昺の疏に「郭は蝦蟆の子と云う。この虫、一名科斗。一名活東。頭は円にして尾は細し、古文、之に似たり。故に孔安国、皆な科斗文字と云うと、是れなり」とあり。オタマジャクシの形状をいう。『説文義証』に「後漢書の盧植伝の古文科斗の注に云う、謂えらく、古文は孔子壁中の書なり。形は科斗に似たり。因りて以て名を為すと。（中略）故に鄭玄云う。書は初め屋壁より出ず。皆な周の時の象形文字にして、今に所謂、科斗の書とは、形を以て之を言えは科斗と為し、体を指せば即ち周の古文なり」とみる。科斗の同時史料はないが、註（58）にも少しく触れたように、魏の三体石経中の古文は、科斗体にもとづいて一ひねりした体である。即ち『四体書勢』に、

前引につづいて「魏の初め古文を伝える者は、邯鄲淳より出づ。恒（衛恒）の祖敬侯（衛覬）、淳（邯鄲淳）の尚書を写し、後に以て淳に示すも、淳は別てず。正始中に至り、三字石経を立つ。転（うた）た淳の法を失い、科斗の名に因りて、遂に其の形に効う。云々」というのがそれ。

(111) 鳥虫諸体 新の六書（註（69）前出）の一で、語の初出は『説文』叙。即ち「六に曰く鳥虫書。幡信に書する所以なり」というもの。『漢書芸文志』、『四体書勢』その他にも触れている。『説文』段注では「上文（秦の八体）の四に虫書と曰い。此に鳥虫書と曰うは、其の或いは鳥に像り、或は虫に像るを謂う。鳥も亦た羽虫と稱するなり」という。虫書または鳥虫書の実例は、

河北省平山滿城の前漢の中山王・劉勝墓出土の銅鐘の金銀糸象嵌の三〇字、湖北省江陵景山出土で、戦国期越王句錢の銅劍八字の象嵌、また伝世の漢印その他がある。点画は鳥虫の部分に抽象化して、極端に意匠化を施した裝飾体である。なおまた南齊の蕭子良『篆隸文体』に虫書を掲げるが、これは「虫書とは実は蚕書なり。云々」とあって、蚕の姿を借りて書くいわゆる雑体書の一で、この例は梁の庾元威『論書』その他にもみえているが、ここでいう鳥虫書とは一線を画すべきものである。ところで段註はまた、秦の八体には、虫書のほかに刻符・署書・爰書があるのに言及しないのは、この三体が摹印・書旛の体に近いことから、摹印・書旛の二体で、刻符・署書・爰書の三体を包括しているのである、と解釈している。なお『説文』は、鳥虫書を、幡(旛)信に書する所以」といい、段註では、「旛に書すは旗幟に書すを謂い、信に書すは符(節)に書すを謂う」と解している。とすれば甘肅居延新出土の漢代「張掖都尉榮信」は、まさに旛信の実例である。いま翁方綱が、「蝌蚪自与鳥虫諸体並言也」という「諸体」とは、たぶん広義の裝飾体を頭においているのであろう。なお鳥虫書に関しては、拙稿「鬱平大尹馮君孺人画像石墓の題記について」の「六書の鳥虫書と八体の署書」(『不手非止』五号)において、署書もまた鳥虫書と一系の裝飾書体であると例証した。ついで参照されたい。

(112) 快劍長戟 杜甫「李潮八分小篆歌」の一句「沉小篆逼秦相、快劍長戟森相向」中の語で、李潮の小篆の書風を形容する語。

(113) 快劍鉄索 韓愈「石鼓歌」の一句「快劍斫斷生蛟鼉」と「金繩鉄索鎖紐壯」中の二語を合した語。これまた石鼓の書風の形容句である。

(114) 寶泉所云 下の一句は、『述書賦』巻上の詞に李斯の書法を評し、「生動の若くにして神憑り、自然に通じて涯なく、遠ければ則ち虹紳 結絡、邇ければ別ち瓊樹 離被なるは、(李)斯の法なり」というのに拠る。虹紳は他に用例を見かけないが、紳は帯であるから、ここでは虹の意。結絡は連なる意。瓊樹は玉ができる樹、あるいは玉のように美しい樹、離被は十分に花開く意。ここは虹や瓊樹のように美しい書風の形容句である。

(115) 米元章論書 元章は米芾の字。一〇五一—一〇七七年。北宋後期の書画家・鑑藏家。初名は黻、元祐六年(一〇九一)以後、芾に改めた。号は襄陽

漫士、鹿門居士、海岳外史ほかがある。襄陽(湖北省)の人であるが、遠祖は、マイムルグ人という説もある。母が英宗皇后・高氏の乳母だった恩顧により、秘書省校書郎となり、晩年、徽宗が創設した書画学博士に初任され、また礼部員外郎に擢んでられた。米南宮ともよばれるのはこのためである。書は晋唐の古法を学んで一幟を樹て、宋の四大家の一に挙げられ、画は米点山水の法を創始し、その後の文人画に影響を与えた。一方、晋唐の名蹟の収蔵に富み、書齋を宝晋齋と名づけ、専門的な鑑識の権威者でもあった。文房具・奇石を愛し、その書画の愛好ぶりとともに、米顛とか米癡とかよばれた。書はことに行草にすぐれている。晋人の平淡天真を理想とし、現在、比較的多くの真蹟を遺している。著書に『書史』『画史』『硯史』『宝章待訪録』があり、文集に『宝晋英光集』、題跋を集めた『海岳名言』がある。伝記の類は多いが、主なものに『宋史』巻四四四、『宣和書譜』巻一一、范明泰『米襄陽志林』、翁方綱『米海岳年譜』、杉村邦彦「米芾における奇行と探求」(『書論』二)、中田勇次郎「米芾」がある。ここにいう『論書』とは、下句から推して『海岳名言』をさす。即ち「前賢の論書を歴観するに、微引は迂遠、比況は奇巧なり。竜 天門に跳り、虎 鳳閣に臥すの如きは、是れ何等の語ぞ。或は辞を遣り工みを求め、法を去ること逾いよ遠く、学ぶ者に益なし。云々」をふまえたもの。

(114) 李陽氷在唐時以篆名家。當時有倉頡後身之目。庶子泉銘。不可得見矣。今所存者。庾公德政碑。雖金代重刻。實爲極工。在城隍廟碑三墳記諸刻之上。武昌怡亭銘。浸入江中。非冬日水潤。則不可拓。然尚非陽氷篆刻之最高者。黃帝祠宇。字又極大。碧落碑內。却有摹入石鼓文數字。惜陽氷爾日。未嘗重摹石鼓耳。鄭文寶稱徐楚金篆書。聞栖霞有徐篆數字。訪之未獲。

李陽氷は唐の時に在りて篆をもつて家に名あり。當時「倉頡の後身」の目あり。「庶子泉銘」は、得て見るべからず。今、存するところのも

のは、「庾公德政碑」なり。金代の重刻なりと雖ども、実に極めて工み
為りて、「城隍廟碑」「三墳記」諸刻の上に在り。武昌の「怡亭銘」は、
江中に侵入し、冬日 水涸るるにあらざれば、則ち拓すべからず。然
れども尚お陽冰篆刻の最高なるものにあらず。「黄帝祠宇」は、字又
極めて大なり。「碧落碑」の内、却って石鼓文の数字を摹入せるも、惜
しむらくは、陽冰 尔日、未だかつて石鼓を重摹せざるのみなるを。鄭
文宝は徐楚金の篆書を称す。栖霞に徐の篆数字あるを聞き、これを訪
うも未だ獲ざるなり。

(116) 李陽冰 李陽冰に同じ。註(102)前出。

(117) 唐時以篆名家 例えば、李肇『唐国史補』に「陽冰は小篆を善くす。自
ら言う。斯翁(李斯)の後、直ちに小生に至る。曹喜・蔡邕は言うに足らざる
也」というのがそれ。

(118) 倉頡後身 竇蒙『述書賦』上、竇蒙の註に「李陽冰は趙郡の人なり。父
の雍門は湖城の人。冰兄弟五人あり。皆な詞学を負い、小篆に工なり。初
め李斯の嶧山碑を師とし、後、仲尼の呉季札墓誌を見て、便ち変化開闔す。
虎の如く童の如く、勁利にして豪爽、風行き雨集まり、文字の本悉く心胸
に在り。識者は之を倉頡の後身と為す」とあるのに拠る。

(119) 庶子泉銘 宋の鄭樵『金石略』巻下の「李陽冰篆書」の項に「庶子泉銘
滁州」とみえるだけである。

(120) 庾公德政碑 阮元『山左金石志』巻一九には「重摹唐龔邱令庾公德政
碑」の目で「貞元三年五月。刻并びに額、俱に篆書。碑は高さ七尺二寸、広
さ三尺一寸。寧陽(山東省)の県署に在り」と記す。いま所在不詳。

(121) 城隍廟碑 縉雲県城隍廟碑が正名。乾元二年(七五九)、李陽冰が縉雲
県(浙江省)の令となり、干越に際して雨を祈って降らしめたその事を記した
もの。ただし原碑は、宋初に断裂し読めなくなっていた。宣和五年(一一二
三)、県尉の周明・費季文・史良翰・呉延年が旧拓によって重刻せしめた。

これを記録して最も詳しい清の李遇孫『括蒼金石志』巻二によれば、碑は高
さ七尺、広さ三尺四寸。篆書。八行、行ごとに一字。後の重刻題記は、正
書、二行である。阮元『兩浙金石志』巻二には「(前略)篆書は疎瘦、他家
の淳勁なるに若かず。当に是れ少年の作なるべし」と評している。なお歐陽
輔『集古求真』巻一には「海虞県(江蘇省)に覆刻本あり」という。

(112) 三墳記 李陽冰三墳記あるいは李氏三墳記が正名である。碑はいま陝西
省博物館第二室に置かれている。がこの碑は原刻説と重刻説がある。王昶
『金石萃編』巻九四によれば、碑は六尺四寸四分、広さ二尺八寸。両面刻で
表裏とも篆書二三行、行ごとに二〇字である。趙燏『石墨鏤華』巻四に
は「碑は翻刻の字なく、字画は法具わると雖ども、神亡ぶ」と評している。
なお碑は中央で横に断裂しているが、未断本の伝世品はないという(『善本
碑帖録』一三七頁)。

(123) 怡亭銘 この銘は『集古録跋尾』巻七に「唐裴虬怡亭銘」として著録さ
れたほかは、宋一明には著録されず、清代に入って注目されるようになった。
陸增祥『八瓊室金石補正』巻五九に拠れば「高さ一尺七寸二分、寛さ三尺五
寸一分。前の六行は、行ごとに四字、字の長さ三寸四分、径は二寸六、七分。
篆書。後の五行は、行ごとに八字、字の長さ一寸三分、径は二寸一、二分。
分書」とある。永泰元年(七六五)の刻で、序の二二字が李陽冰の篆書。銘
の五八字は李莒の隸書である。『集古録跋尾』には「武昌の江水中の小島上
に在り」という。これが時代を経て春夏の季には水没する位置になったのか、
下文のごとく、冬場でないと拓せなくなった。が、いまこの所在は不明。

(124) 非陽冰篆刻之最高者 翁方綱は、怡亭銘の篆書を李陽冰の原蹟だとする
ものの、最高の出来だとは見做さない。ただ『復初齋文集』巻三四「怡亭銘
跋」では、少しく異なった見解をとる。即ち「(前略)李監の篆書、今世に
伝わる者は、多くは後人の重摹たり。惟だ此の刻のみ是れ真本なり。又た常
に江水中に在るなれば、必ず水の濼るに乗じて、乃ち拓取すべし。而れども
楚人は麤蠟を善くせざるなれば、往々にして紙墨精ならず。然れども已に
重んじて宝とするに足る」という。

(125) 黄帝祠宇 浙江省縉雲県にあった。目はすでに鄭樵『金石略』巻下にみ
えるが、これを録して最も詳細なのは『括蒼金石志』巻二で、「碑は高さ九

尺、広さ四尺四寸。篆書。四字二行。黄の字は長さ三尺二寸。帝の字は長さ二尺八寸、祠の字は長さ二尺九寸、宇の字は長さ三尺一寸とある。宋の王象之『輿地碑記目』巻一には「黄帝祠宇。篆額。仙都山に在り。」唐李陽冰の篆。といい、題額だとする。また仙都山からいつ移置されたのか。阮元『兩浙金石志』巻二には「今は郡(浙江省処州)の庠に留む」という。なお「黄帝」二字上の空所に「李陽冰」篆書三字、「祠宇」上にも「丹徒楊葛蒙勒石」六字を刻入してあるようだが、いつ頃のものかは不明で、『括蒼金石志』に引く宋小若の『惜陰日記』に、「黄帝祠宇」は楊葛蒙の改刻ではなからうかという。ただし阮元の右著では、「結体遒勁、筆力雄偉」と評している。ちなみに李陽冰の書刻は、『金石略』が一八種を数え、清代の記録にも数種がみえるが、原蹟と認めるものは、江蘇省無錫に在る「聽松」二字ぐらいであり、『復初齋文集』巻二四に「跋聽松篆」がある。

(126) 碧落碑 金石著録の嚆矢『集古錄跋尾』巻五には「唐竜興宮碧落碑」と標目し、「絳州(山西省)の竜興宮に在り。宮には碧落尊像あり。篆文もてその背に刻す。故に世々伝えて碧落碑と為す。李璿之に拠れば、以て陳惟玉の書と為し。李漢は以て黄公の誤書と為す。孰れが是なるかを知る莫し。云々」という。『金石萃編』巻五七によれば「碑は高さ八尺一寸、広さ四尺三寸。二一行、行三二字」とあり行字の数は今本と同じである。ただし宋の董道『広川書跋』巻七(別本碧落碑)には「絳州の碧落は、天尊の背に篆刻す。州將、石像を槌撃するを欲せざるを以て、乃ち別石に摹し、因りて其の旧石像を封ず。今、世に得る所は皆な摹本なり。横直圓方、典刑の稽うるあり。然れども其の神を通る者衆し。云々」とある。伝来の拓は、上三分の一ほどのところで横断している。未断本は見ない。この像は、韓王・元嘉の子らが妃妃のために建てて孝心を表わしたもので、咸亨元年(七六〇)の建立である。今本の碑陰の上載に黄公の開成二年(八三七)の記、下載に鄭承規の咸通十一年(八七〇)の楷書積文が刻されている。碑文の篆体は、つとに『唐国史補』が「篆字 古文と同じからず。頗る怪異為り」というのははじめ毀誉褒貶が歴代にわたつて喧しい。が、原石拓が見られない現代、諸説の当否は量りがたい。なお重刻本は三種あるという(『善本碑帖録』一一二・一一三頁)。

(127) 徐楚金 楚金は徐錯の字。九二一一九七五年。南唐の学者。揚州江陵の人。徐鉉(註(51)前出)の弟、南唐に仕えて、官は内史舎人に至った。南唐の衰亡に際し、憂憤して死んだという。ことに文字学に精しく、著に『說文解字繫傳』四〇巻、『說文解字韻譜』がある。書は八分、小篆にすぐれた。伝は『宋史』巻四四一、『宋史新編』巻一七〇。

(129) 栖霞 栖霞は棲と同義の字であるから棲霞山をさすか。棲霞山は即ち、江蘇省江寧県の撰山である。山麓に棲霞寺がある。南唐の隠士の修道する者が多かった。撰山には古蹟が多いというから、徐錯のそれは題名の類かと思われが未詳。なお宋の『宝刻類編』巻七には、徐錯の石刻十種を挙げている。

(131) 魏三體石經有篆書。不可得見矣。金所見。惟嘉祐石經一行篆一

行楷。此嘉祐石經。聞多沒陷於黃河矣。就今所存尚書洪範。周禮天官春

官數石。其篆不苟也。如洪範明作哲哲从日不从口。周禮春官諸臣之所昨

也昨。鄭注是酢。此篆爲醋。其一行楷、亦極似虞書廟堂碑。乃去年又新出一塊體記體言。凡

人所作。不盡是胡假。當日章友直。應召至京師。太學諸生習篆書者。欲窮詰

之。往謁友直曰。願聞篆法。友直取二紙。一紙作橫十九道。直十九道。

界分方野。其橫直之畫粗細平直。無一豪差者。又一紙作數十圓圈。其大

小圓樣粗細轉彎。無分寸異者。諸太學生惟有下拜而已。篆法之不易言如

此。

魏の三体石經には篆書あるも、得て見るべからず。余の見るところは、惟だ嘉祐石經の一行は篆一行は楷なるもののみ。この嘉祐石經は、多く黄河に没陥すと聞けり。今存するところの『尚書』洪範、『周礼』天官・春官の數石に就けば、その篆苟くもせざるなり。洪範の「明作哲」

の哲は、日に从したがいて口に从したがわず。『周礼』春官の「諸臣之所昨也」の昨は、鄭註には是れ酢とせるも、この篆は醋と為す。その一行の楷もまた、極めて眞の書せる廟堂碑に似たり。

乃ち去年また新たに一塊の「礼記」禮弓を出だす。凡そ於の字の鳥と音せざるものは、その篆もまたみな鳥に作る。これ則ち謬りなり。けだし嘉祐石經の篆は、一人の作るところにあらず。尽くは是れ胡恢・楊南仲・章友直ならざるなり。聞くならく、当日、章友直 召に応じて京師に至る。太学の諸生

の篆書を習う者、これを窮詰せんと欲す。往きて友直に謁して曰く、「願くは篆法を聞かん」と。友直 二紙を取り、一紙もて横に十九道、直に十九道を作り、界して方野に分つ。その横直の画の粗細平直なる、一毫の差あるものなし。又まに一紙もて数十の円圖を作るや、その大小の円様の粗細転彎なる、分寸の異なるまところなし。諸太学生は、惟だ下拝あるのみと。篆法の言い易からざること此のごとし。

(130) 魏三体石經 一名、正始石經という。魏の正始三年(二四一)に着手され、その後、正始の終り(二四八)まで続行して刻されたもので、この名があり、テキストを古文・小篆・八分で書き分けていたため、三体石經の名でも呼ばれる。内容は『書経』『春秋』の二經と『左伝』(一部のみ)の三種で、洛陽の太学の門前に約三五石(別説あり)に、分刻して立碑した。ただし一石の表裏は別種の經典で、一經は横に通して観るようにならされた。一碑は一九二×九六cm。約四〇〇字と推定されている。三体は豎長の界格内に、直下式(或は蟬連式)といて、古文―小篆―隸書の順で豎に刻入したのがほとんどのだが、品字式といて古文の下へ右に篆書、左に隸書に置いたもの、また古文と篆書の二体、さらに古文、篆書、隸書それぞれ一体だけの残石も、わずかながら出土している。形制の全貌が不明なのは、原碑が戦乱や移動のため、唐初にさえ完碑はほとんど残っていない、すべて出土の断裂した石塊のためである。筆者は邯鄲淳と伝承するが確証はなく、残石の書風からみて、複数の書人がこれに当たったものと思われる。著録では宋の洪适『隸統』卷四ほか数種しか記録するものがなく、翁方綱は『隸統』採入の摹本を見たに過

ぎない。その後、光緒二十一年(一八九五)に一断石が発見されてから現在にいたり出土が相ついでいる。專著では孫海波『魏三字石經集録』一冊が、最も多くを採録している。

(131) 金 余の誤り。

(132) 嘉祐石經 開封石經、汴学石經、国子監石經、北京石經、二体石經などの異称がある。北宋の首都 開封の国子監に建てられたが、戦乱のため失われ、石数や尺寸は不明。仁宗の慶曆元年(一〇四一)に始まり、嘉祐六年に完成した。『易経』『詩経』『書経』『周礼』『春秋』『孝経』『孟子』を刻した。篆書・楷書の二体(篆を右、楷を左とす)を用いた。清代中期ごろ、わずかに『書経』『周礼』『礼記』の残石が出土したにすぎない。が、一九五四年、開封で『易経』の残石(一六八×四三cm)が出土した。この拓影は『中華人民共和國河南省画像石碑刻拓本』にみえる。專著には、馮登府『北宋石經考異』一卷、丁晏『北宋二体石經記』一卷がある。なお『復初齋文集』卷二五に「嘉祐石經跋」「跋宋嘉祐石經拓本」がある。

(133) 尚書洪範 清の吳玉搢『金石存』卷五「宋二体石經殘碑」に「右は宋二体石經の凡そ五碑。周易・尚書の文なり。(中略)尚書の三碑は、牧誓・武成・洪範・旅葵・金縢・康誥・酒誥の文書なり。云々」とある。翁方綱は前註(132)引「嘉祐石經跋」に「(前略)洪範の一石は、予、嘗つて其の拓本を見る。今、必ず尚お開封の学舎に在らん。宜しく多く拓して以て之を伝うべし。云々」というところをみると、『金石存』に挙げる牧誓ほかの残石拓は、過眼しなかったと思われる。

(134) 周礼天官春官數石 清の錢大昕『潜研堂金石文跋尾』卷一三「二体石經周礼殘字」に採録されている。

(135) 明作哲 註(132)前引「嘉祐石經跋」は、さらに諸例を引用して考証している。註(133)前引吳玉搢の「宋二体石經殘碑」には、「尚書の明作哲、この書は断に作る。断と哲は同じ。音義も亦た相近し。云々」ある。

(136) 諸臣之所昨 翁は(132)註前引「跋嘉祐石經拓本」でさらに数例をあげ、考証している。また清の朱之端『宜禄堂金石記』卷六「宋二体周礼石經殘碑」に、「(前略)諸臣之所昨也、祀先王昨席は、此の刻、皆な醋に作る。周礼の註を按ずるに、昨読んで酢と為すは、字の誤りなりと。儀礼を考うるに、

酢は皆な醋に作る。故に凡そ乍に従うの字は、亦た昔に従う。古人、凡そ酏酢の字は皆な醋に作る。此の刻の醋に作るは是なり。云々」と考証がみえる。

(137) 鄭註是酢 鄭玄の註に「昨読為酢。字之誤也」とある。

(138) 虞書廟堂碑 虞世南の奉勅撰并びに書「孔子廟堂碑」をいう。碑文に立碑の年月を欠くが、貞觀三、四年(六二九—三〇)頃と推定され、虞世南(五五八—六三八)七〇歳前後の書で、伝世唯一のその楷書作である。原石はつとに亡佚し、いま唐拓と称する孤本の剪装本が、わが三井聴冰閣に伝わる。ただしこれも二〇一七字中の五七一文字は陝西本で補っている。原碑は、三五行、滿行六四字である。ちなみに翁方綱の「孔子廟堂碑考」は、この本を原石唐拓と見做し、極めて綿密な考証を行っている。また『復初齋文集』卷二二にも「跋廟堂碑唐本」・「跋廟堂碑城武本三首」がある。この碑の重刻本に(一)陝西本、(二)城武本、(三)臨川本、(四)南海本、(五)曲阜本がある。(一)は長安本(或は西廟堂書碑)ともいい、陝西省博物館の第三室に現存する。唐宋・五代に王彦超が刻したものの。(二)は俗に東廟堂碑といい、山東省城武県に現存する。元の至正年間(一三四一—一三九六)に出土したが、宋刻と推定され、翁方綱が瘦硬さによって陝西本に勝るといふ。(三)は三井本の旧藏者である清の李宗翰が唐拓から重刻したもので、楊守敬は「長安・城武の上に在る可し」といふ(『平碑記』)。(四)は清末の藩正煒『海山仙館摹古』卷九刻入のものであるが、原拓の拓は不明。(五)は翁方綱が乾隆五八年(一七九三)、唐拓に拠って、曲阜の臬学に建てたものである。

(139) 新出一塊札記檀弓 清の嚴可均『鉄橋金石跋』卷四「二体石経札記殘碑」に、「二体石経札記、僅かに一石を存するのみ。旧(もと)開封府菓門内の觀音堂中に在り。嘉慶七年(一八〇二)張二橋・孫仲璇、偶たま此の廟に至り、康熙間(に)刻する所の重修觀音堂記碑の側の甚はだ厚きを見、是れ古碑の改刻なるかと疑う。試みに其の背を探るに、果して字あり。審視するに乃ち嘉祐石経なり。遂に馬撫部に告げ、之を府学の文廟に越し、易・書の二碑と並び樹り。惜むらくは二面已に磨去せられ、但だ一面を存するのみ。凡そ六横。檀弓上篇為り。文は剝泐半ばを過ぎ、篆法は周札碑に視べ稍や遜る。今本と対校するに亦た異なるなし。惟だ於の字は皆な鳥に作る。其の字は皆な箕に作る。説文は只だ一字経典のみ相い承けたれば、此の本なきなり」と

あって、出土の状況および文の内容についても下文の例を補うところがある。

(140) 胡恢 生卒、字号等不詳。宋初の金陵の人。『書史会要』には「篆隸を善くす」とある。『中國人名大辞典』には「博学強記。篆隸を善くす。法に坐して官を失う。時に韓琦 国に当る。恢は詩を作りて以て献す。琦 太学の石経を篆せしむ。因りて官に復するを得」といふ。

(141) 楊南仲 生卒、字号等、不詳。『書史会要』に「篆書に工みなり。嘉祐中、章友直と石経を国子監に篆す。甚だ法度あり」といふ。またこれとほぼ同意の文が、宋の朱長文『続書断』、『宣和書譜』卷二章友直の項にみえる。また『玉海』には「嘉祐三年五月十五日、王洙、大理丞・楊南仲 石経に勞あるを薦む。出身を賜わる」とある。

(142) 章友直 生卒不詳。『宣和書譜』卷二に「字は伯益、閩の人。博く経史に通ず。進取を以て意と為さず。玉箸・字学に工みなり。(中略)友直、既に此の書(篆書)を以て家に名あり。故に家人は女子も亦た筆法を知らざるは莫し。咄々として真に逼り、人復た之を宝とす。説く者云う。李斯の篆法の亡びて自りして、一の陽冰を得。陽冰の後、一の徐鉉を得。而して友直は鉉の門に在り。其れ猶お游・夏(子游・子夏)のごときか」といふ。『玉海』には「(嘉祐)六年二月一日乙卯朔。国子監言う。草泐章友直、石経を篆し畢ると。詔あり。試將作監主簿に補せらる。友直は任を願わず。賜わるに銀絹を以てす」とある。なお王安石に「建安章君墓誌銘」があるが未見。

(143) 閩、云々 以下の九七字の逸話の典故未詳。後考に俟ちたい。

(144) 一豪 豪は毫の假借。ほんの毛すじほど、の意。註(77)の分豪(毫)に近い語。

〔一六〕刻符與摹印各爲體。署書與爰書各爲體。則若鏡銘瓦當。亦必自爲體。此在漢時。蓋尉律已無析目。何怪蕭子良之誤合耶。然而鳥蟲書。既各爲體。則後來所謂章續五十六體。又漸至不可勝原矣。鏡銘瓦當之類。附諸鐘鼎諸器之後可也。

刻符と摹印とは各おの体をなす。署書と爰書しゅじょとは各おの体をなす。則ち鏡銘・瓦当の若きも、亦た各おの自ら体をなす。これ漢の時に在りて、蓋し尉律已に析目なし。何ぞ肅子良の誤り合せるを怪しまんや。然りしこうして鳥虫書も、すでに体をなす。則ち後來のいわゆる韋統いざうの『五十六体』は、また漸く勝えて原ぬべからざるに至る。鏡銘・瓦当の類は、諸鐘鼎・諸器の後に附さば可なり。

(145) 刻符 『説文』叙の秦の「八体」中、第三に挙げられるもので、割り符に刻る書体をさす。秦の時代の遺例としては二点知られる。即ち陽陵虎符と新鄭虎符である。ともに銅製の小さな虎形で、左右二つに分つように作られていて、左右の表面に文が刻まれている。地方の軍を出動させる場合、將軍がかねて保管している虎符の左側と、皇帝の持っている右側の虎符を使者に持たせて送るその左右が合致して、はじめて進軍を許すという割り符である。図は容庚『秦漢金文録』巻一などにみえ、考証に王国維「秦陽陵虎符跋」『觀堂集林』巻一八所収がある。なお秦漢時代に竹使符というものを用いたといわれるが遺例をみない。

(146) 摹印 秦の「八体」中、第五に挙げられるもので、印章に用いる文字をいい、『説文』叙の新的「六書」中、第五に挙げる繆篆（「摹印する所以なり」）にあたる。段玉裁は摹印に「即ち新莽の繆篆也」と註し、繆篆に「摹は規也。印の大小、字の多少を規度（はかりりて、之を刻するなり）。繆、読むこと綱繆の繆」という。つまり篆体を方形の印面におさめるため、文字の点画を繆（ま）とて、屈曲（まが）すると解釈するのであろう。なお、『復初齋文集』巻一五「繆篆解」に、翁の意見がみえる。

(147) 署書 秦の「八体」中、第六に挙げられるもので、題書あるいは題榜に用いる書体。段注に「凡そ一切の封檢題字は、皆な署と曰い、題榜も亦た署と曰う」という。また『説文』大徐本の註に、「蕭子良云う、署書は漢高の六年、蕭何の定むる所にして、以て蒼竜・白虎の二闕に題すと。羊欣云う、何は單思して月を累ね、然る後に之を題すと」とある。なお署書については

拙稿「鬱平大尹馮君孺人墓の題記について」（『不手非止』五号）を参照されたい。

(148) 爰書 秦の「八件」中第七に挙げられるもので、兵器の標識として用いる書体をいう。爰は「つえぼこ」。竹を束ねて作り、八稜があつて刃がない。戦車の上から人をはらう一種の武器。大徐本の註に「徐鍇曰く、爰に書するもの也。爰の体は八觚、其の勢に随つて之を書すと」という。また段註では「（前略）按ずるに、爰というは以て兵器の題識を包（括）するなり。必ずしも専ら爰のみ謂わず。漢の剛卯も亦た爰書の類なり」という。なおまた段玉裁は「八曰隸書」に註し、「（前略）刻符自りして下、其れ漢志に所謂六技と刻符・旛信・摹印・署書、爰書は、皆な大篆・小篆を離れず。而して詭変し各おの自ら体を為す。故に左書と六技と併す」という。

(149) 鏡銘 鏡鑑文ともいう。すべて銅鏡である。鏡鑑の出土例は殷代からあるが、帯銘鏡は前漢以後である。銘文は凶象とともに鏡背に入れるが、配字の場所は、銘帯、外区、内区にわたり、一定の方式はない。長文の銘は銘帯にぐるっと一周して入れられるが、半円方形帯の方形格内に、一字または二字、四字を入れるもの、内行花文帯の間に一字ずつ配置するものもある。長銘は、四言、六言、七言の韻文で、多くは吉祥句であるが、製作の地名や人名、また紀年を加えたものがある。書体はいわゆる漢式銘においては篆書にもとづく装飾体が主である。

(150) 瓦当 軒丸瓦の先端を飾る平面の部分をいい、ここでの當（当）は、璫の略字で「前に向いた飾り」の意である。出土例では戦国中期以後で、半円形（半瓦当）をとり、すべて画文である。秦以後は円形（円瓦当）がとって代り、前漢初期以後に、文字瓦当が現れ、武帝期の遺例がある。多くは宮殿に用いられたが、官署や祠廟に用いたものもある。一字や二字は区格をしないが、標準形は「四分式」で、中央の突起する乳から十字形にのびた四分区の扇形の中に配字する。文字数は、十一字の例はみないが、一字から十二字まである。語句は官署や祠廟用以外は、すべて吉祥語で、種々の例がみられるが、「長生未央」が吉語の基本形で、同一句で一二〇種もの異った書風がある。製法は焼成前の粘土に、箆で型押し、すべて陽文である。書体はほとんどが篆書で、隸書はまれである。円形、あるいはその二分、四分に配字するため、書

風はさまざまで、中には繆篆体とか鳥虫書で入れているものもある。

(151) 尉律 大徐本は「徐鍇曰く、尉律は漢律の篇名なり」と註す。段註では「漢の廷尉の守る所の律令を謂う也。百官公卿表に曰く、廷尉は秦の官にして刑辟を掌ると。芸文志に曰く。漢興りて蕭何律を草すと。刑法志の所謂、蕭何は秦法を拮撫し、其の時に宜しきものを取り、律九章を作ると也。此れ以下、輒ち挙げて之を効するに至るは、漢律に載する所の人を取るの制を説く」といふ。なお『説文』叙は、尉律の下文に「字僅は十七已上、始めて試み、書九千字を諷籀すれば、乃ち史と爲るを得」とあるが、この内容は佚して不明。

(152) 蕭子良之誤合 蕭子良(四六〇—四九四)は南齊の武帝の第二子で、字は雲英、竟陵王に封せられた。位は大傅になり、文宣と諡された。仏法を篤信し政治に関らず、『四部要略』千巻を編するほか著作も多いが、いま伝わる著は、『隋書』経籍志の『古今篆隸雜字体』にあたとされる『古今篆隸文体』のみである。伝は『南齊書』卷四〇、『南史』卷四四、『述書賦』卷中。ちなみに、『篆隸文体』は中国には伝本がなく、鎌倉時代の写本とされる京都毘沙門堂所蔵の一本をみるのみである。この書はいわゆる雜体書の四三種(もとは六法五十二体という)を例示して、刻符・虫書・爻書・署書は、それぞれ一体として挙げてゐる。手近では『日本の美術』別巻〈書〉(昭和四二年、平凡社刊)に全影がみえる。なお翁方綱がこの条で「誤合」といふのは、『説文』叙の八体「摹印・署書」の大徐本徐鉉註によつてゐる(註(146)。(147)参照)ものである。

(153) 鳥虫書 註(111)前出。

(154) 五十六体 唐の韋統『五十六種書』卷一をさす。いわゆる雜体書の五九種をあげ、例えば「一、太昊庖犧氏、景竜の瑞を得、始めて竜書を作る。…五十九。花書とは、何東の山胤の作る所なり」といふ。各体の起源や由来は、『墨池篇』卷一の朱長文の後語にいうように、もとより根拠はない。版本にはこのほか『墨藪』第一、『書苑菁華』卷三があるが、異同が多い。

〔二七〕秦蒙恬造筆⁽¹⁵⁵⁾。特其時其人之著記者。必非必其前無筆也⁽¹⁵⁶⁾。虞廷作

繪⁽¹⁵⁷⁾。已稱古人之象⁽¹⁵⁸⁾。不知唐虞以前稱古人者。又在何時有形摸之遺也。蔡邕石經⁽¹⁵⁹⁾。已稱書丹⁽¹⁶⁰⁾。漢代著於竹帛⁽¹⁶¹⁾。其法無自而稽矣。即徐鉉作篆⁽¹⁶²⁾。所謂畫中一線。墨影亦可見⁽¹⁶³⁾。篆非盡瘦細也。當亦用柔毛之豪爲之矣。今習篆者。或用燒香頭爲之⁽¹⁶⁴⁾。豈其然乎。語云。篆增隸減。篆長隸扁。乃若篆將變隸之時。或尙略餘。篆之屈曲。或竟作隸之橫直。則其方圓伸縮。無定式也⁽¹⁶⁵⁾。漢器物銘。固多有之。即漢碑已有未具左右波勢。而已變篆之圓曲者⁽¹⁶⁶⁾。固不得名爲篆。亦不得直目爲隸也。

秦の蒙恬⁽¹⁵⁵⁾筆を造るとは、特だその時その人の著記せるもののみ。必ずしもその前に筆なきにあらず。虞の廷繪を作り、已に「古人の象」と稱す。唐・虞以前には古人と稱する者を知らず。また何れの時に在りてか形摸の遺あらんや。蔡邕の石經は、已に書丹と稱す。漢代「竹帛に著わす」、その法自らにして稽うものなし。即ち徐鉉篆を作るや、いわゆる画中の一線、墨影、亦た見るべし。篆は尽くは瘦細なるにあらずるなり。當に亦た柔毛の毫を用いてこれをなすべし。今篆を習う者、あるいは焼香頭を用いてこれをなす。豈に其れ然らんや。語りて云う、「篆は増し隸は減らし、篆は長くし隸は扁にす」と。乃ち篆の將に隸に変わんとするの時、或いは略を尚びて余す。篆の屈曲なる、或いは竟に隸の横直に作るなれば、則ちその方圓伸縮、定式なきなり。漢の器物の銘は、固より多くこれあり、即ち漢碑にはすでに未だ左右の波勢を具えずして、すでに篆の円曲を變ずるものあり。固より名づけて篆となすを得ざるも、亦た直ちに目して隸となすを得ざるなり。

(155) 蒙恬造筆 蒙恬は秦の天下統一後、戎狄および匈奴攻略に功績があり、万里の長城を築いた將軍として『史記』卷八八に伝がみえるが、正史にはその造筆のことは記されていない。この種の初出は、唐の徐堅『初学記』に引く。晋の張華の『博物志』である。ただし今本の『博物志』にはみえない。なお晋の崔豹『古今注』卷三、問答釈義には「牛亨問うて曰く、古えに書契ありて自り已来、便ち応に筆あるべきに、世々蒙恬筆を造ると称せるは何ぞ也と。答えて曰く、蒙恬の始めて造るは、即ち秦の筆のみ。枯木を以て管と為し、鹿毛を柱と為し、羊毛を被と為せる所謂蒼毫にして、兔毫・竹管に非ざる也」とあり。

(156) 必非必其前無筆 上の「必」は衍字である。秦以前に筆があるとみるのは、註(155)引『古今注』ほか数多い。また実例には、一九五四年、湖南省長沙市左家公山の戦国後期墓出土のいわゆる長沙筆がある。鋒の長さ二、四cmの兔毫で、細い木の筆管の外側に筆毫を巻きつけた仕立てである。一方、一九七五年、湖北省雲夢縣睡虎地の秦墓(前二一七^{B,C})出土の筆があり、毫は二、五cm(毛質不明)で、竹管の内側に穂先きを差しこんだ仕立てである。一九七五年、湖北省江陵鳳凰山167・168号前漢墓(推定一七九—一四〇^{B,C})出土の筆、一九五七年、甘肅省武威県出土(王莽期—後漢初頭頃)の筆も、筆頭は嵌めこみ式で秦製と同法である。なお一九三一年、内蒙古自治区エチナ河上流の後漢初期の遺跡で出土の筆は、竹刀のように四つ割りにした木の筆管に筆頭を嵌め、麻糸でくくり周りを漆で固めた製法である。『古今注』で解釈するように、蒙恬が秦の筆を考案したとすれば、筆頭を管軸内に嵌め込み式にした改良者だと理解できようか。

(157) 虞廷作絵 虞は帝舜をさす。ここは、『史記』文帝紀に「有虞氏の時、衣冠に画き、章服を異にし、以って僇を為す。而して民犯さず」とあるのに拠り、虞の朝廷の官服に彩絵したことをいう。

(158) 古人之象 『書経』益稷に「古人之象を觀んと欲し、云々」とある。

(159) 唐虞 唐は帝堯、虞は前述の帝舜、堯舜の兩代をさす。

(160) 蔡邕石経 蔡邕は註(61)前出。石経とは熹平石経をさすが、後出(二四)・(二五)章で専論しているため、後註に譲る。

(161) 書丹 丹朱をもって碑誌にじか書きすること。語の初出は、『後漢書』卷九〇蔡邕伝の「熹平四年。邕、六經文字を正定せんことを奏求す。靈帝、之を許す。邕は乃ち碑に書丹し、工をして鑄刻せしめ、太字の門外に立つ。この実例としては、清の乾隆初年出土の「王基殘碑」(二六一年)がある。この碑は通常いう殘碑ではなく、出土のとき、各行とも上下に七、八字分の書丹されたままの字があった。それを拓工が消してしまった、という。畢沅『中州金石記』卷一「王基墓碑」ほか参照。

(162) 著於竹帛 『墨子』尚賢下に「書於竹帛」とあるが、ここは漢代というから、『淮南子』本經訓の「竹帛に著し、金石に鏤る」をふまえている。

(163) 徐鉉 註(51)前出。

(164) 画中一線墨影亦可見 徐鉉の書写した篆書は、どの点画も中心に墨が濃くとおっていることをいう。宋の江少虞『宋朝事實類苑』卷五二に「江南の徐鉉、小篆を善くす。日に映じて之を視れば、画の中心に一縷の濃墨ありて、正に其の中に當る。屈折の処に至りても、亦た中に當る。偏側の処あるなし。乃ち筆鋒直下して倒側せざるの故に、鋒は常に画中に在り。之れ用筆の法なり。云々」とある。

(165) 焼香頭為之 焼香頭とは、文意から推せば、筆尖の部分焼いてまるくすることだろうが、見かけない語である。翁方綱以前では、王澐や金農が、毫端を剪りそろえた筆を使ったことを指摘されている。また錢坫が篆書を書くのに「焼筆の法に非ざるを知らず、仍お未だ能く婉通の律に合わず」と評され(馬宋霍『雲嶽樓筆談』)、鄧石如は「用いる所の長類は、剪截を加えずるも、書は自然に瘦硬を成す」(『書林藻鑑』引屠奇の語)というように錢坫や鄧石如が自然のままの筆で書くことが取り沙汰されるほど、篆書を書く筆には焼筆や剪筆が用いられるのが一般だったのであろう。

(166) 無定式 篆書から隸書化する際に一定の法則がないことをいう。註(68)参照。

(167) 漢碑…円曲 翁方綱は篆体に基づき波磔の伴わなない隸書を、分隸の語でよんでいる(後出一九)章参照)。なお具体的には「祀三公山碑」(一七一年)、「延光殘碑」(二二六年)をさすのであろう。

(一九八五年十一月一日 受理)